

資料2

栃木県ケアラー支援推進計画

(素案)

令和6(2024)年3月

栃木県

目 次

第1章 計画の概要……………1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 S D G s の達成に向けた取組

第2章 家族介護を取り巻く状況……………3

- 1 本県における少子高齢化等の動向
 - (1) 人口構造の変化・少子高齢化の進行
 - (2) 高齢者人口及び高齢化率
 - (3) 要支援・要介護認定者数・認定率
 - (4) 介護サービス利用者数
 - (5) 認知症高齢者数
 - (6) 高齢者単独・夫婦のみ世帯数の将来推計
 - (7) 核家族化の状況
- 2 医療的支援や福祉的支援を必要とする方の状況
 - (1) 障害等がある方の状況（身体・知的・精神・発達・高次脳機能障害、難病）
 - (2) 医療的ケア児の状況
 - (3) ひとり親家庭の状況
 - (4) 生活保護の状況
 - (5) 介護離職の状況

第3章 関連する調査結果の概要……………15

- 1 令和5(2023)年度栃木県政世論調査
- 2 ヤングケアラー実態調査
- 3 ケアラー実態調査

第4章 ケアラー支援における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

- 課題1 認知度、早期発見・早期把握
- 課題2 相談・支援体制の充実
- 課題3 関係機関の連携
- 課題4 関係機関におけるケアラー支援の視点の確保

第5章 ケアラー支援における目指すべき姿と施策の方向・・・・・・・・・・30

- 1 本県を目指すべき姿
- 2 ケアラー支援における基本的な考え方
- 3 ケアラー支援における施策の方向
 - 施策1 普及啓発等の促進
 - 施策2 相談・支援体制の充実
 - 施策3 関係機関等の連携強化
 - 施策4 人材の育成及び確保

【本県におけるケアラー支援の全体像】

【施策体系】

第6章 ケアラー支援に向けた施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

- 施策1 普及啓発等の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
 - I 普及啓発及び理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
 - (1) ケアラーに関する県民等への理解の促進
 - (2) 関係機関におけるケアラー支援の必要性の意識の醸成
 - (3) 高齢、障害、難病などに関する正しい知識の普及啓発
 - (4) 権利や意識に関する啓発
 - II ケアラーの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
 - (1) ケアラー自身の自発的な相談の促進
 - (2) 市町や相談支援機関など、ケアラー支援に関係する機関の職員に対する研修等の実施
 - (3) 各種コーディネーター等の養成
- 施策2 相談・支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
 - (1) 多様な相談・支援体制の充実に向けた支援
 - (2) 市町における包括的な支援体制整備に向けた取組への支援
 - (3) ケアラー同士が交流できる場の充実

施策3 関係機関等の連携強化.....43

- (1) 各種コーディネーター等の養成【再掲】
- (2) 複数機関の職員が参加する研修会やセミナーの開催等
- (3) 市町における包括的な支援体制整備に向けた取組への支援【再掲】

施策4 人材の育成及び確保.....46

- (1) 福祉サービス事業所などの身近な関係機関の職員に対する研修等の実施
- (2) 市町や相談支援機関など、ケアラー支援に関係する機関の職員に対する研修等の実施【再掲】
- (3) 各種コーディネーター等の養成【再掲】

第7章 評価指標.....48

評価指標

第8章 計画の推進体制と進捗管理.....49

- 1 計画の推進体制
- 2 進捗管理

資料編.....50

- 1 栃木県ケアラー支援条例
- 2 栃木県ケアラー支援推進協議会
 - (1) 設置要綱
 - (2) 委員名簿
- 3 栃木県ケアラー支援推進計画の策定経過

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

栃木県ケアラー支援条例(以下「条例」という。)の趣旨を踏まえ、全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活することができる地域社会の実現に寄与するとともに、ケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、栃木県ケアラー支援推進計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第10条第1項の規定による「ケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ケアラー支援の推進に関する基本的な計画」として、同条第2項各号に掲げる次の事項について定めるものです。

- (1) ケアラー支援に関する基本的方向
- (2) ケアラー支援に関する施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関し必要な事項

3 計画期間

社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画として策定する「栃木県地域福祉支援計画」に合わせた期間とします。

ただし、現行の「栃木県地域福祉支援計画(第4期)」の計画期間が令和8(2026)年度までとなっていることから、本計画の第1期については令和8(2026)年度までの3年間とします。

4 SDGsの達成に向けた取組

「SDGs(エスディーゼーズ)」は、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」です。

我が国では、平成28(2016)年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ、「SDGs実施指針」を策定しました。

本県においても、SDGsにおける「誰一人取り残さない」という理念を踏まえた計画の策定及び実現が求められています。

本計画の取組を推進することは、「3 全ての人に健康と福祉を」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」等のSDGsのゴールの達成に寄与することを念頭に置きながら取組を展開していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【本計画におけるケアラー、ヤングケアラー等の定義】

条例第2条では、以下のとおり定義しています。

◎ケアラー

高齢、障害、疾病等の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。

◎ヤングケアラー

ケアラーのうち 18 歳未満の者をいう。

(本計画においては、特に付記がない限り、「ケアラー」には「ヤングケアラー」を含むものとします。)

◎関係機関

介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。

◎支援団体

地域で活動する団体その他の団体であってケアラー支援を行うものをいう。

◎学校

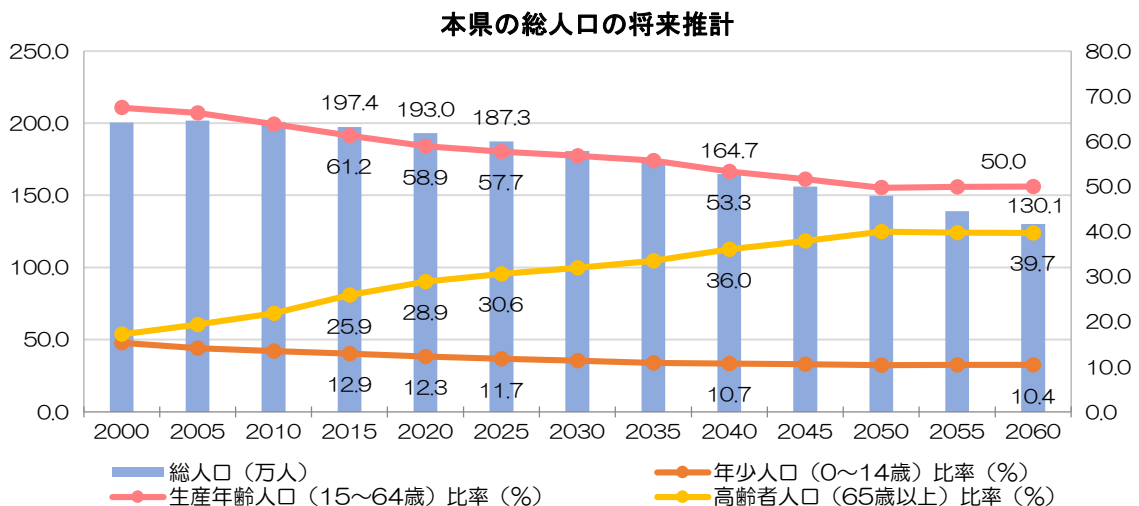
学校教育法第 1 条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。

第2章 家族介護を取り巻く状況

1 本県における少子高齢化等の動向

(1) 人口構造の変化・少子高齢化の進行

本県の人口は、減少傾向にあり、令和7(2025)年には約187.3万人、令和22(2040)年には約164.7万人になると見込まれています。

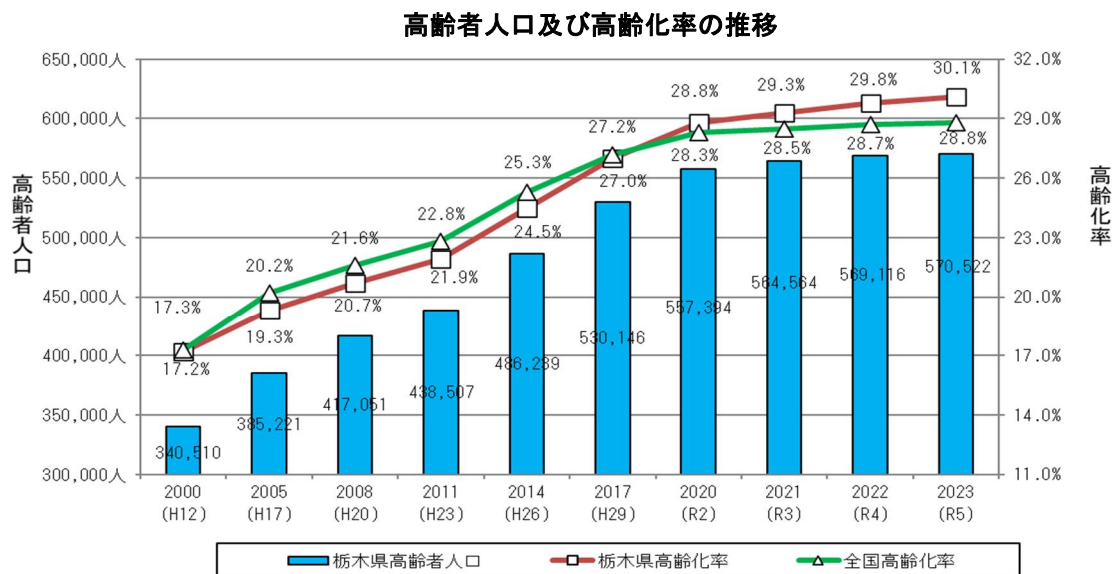


【総務省「国勢調査」、県総合政策部推計】

(2) 高齢者人口及び高齢化率

令和5(2023)年4月末時点での本県の高齢者人口は、570,522人となっています。

高齢化率は30.1%(全国平均28.8%)であり、ここ数年は、全国平均を上回りながら推移しています。



【介護保険事業状況報告(厚生労働省)より各年4月末の状況】

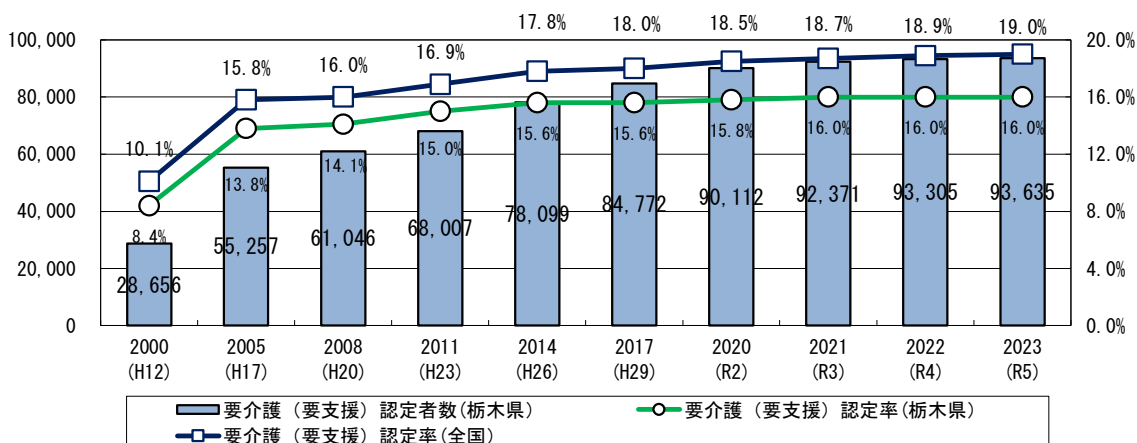
(3) 要支援・要介護認定者数・認定率

本県の要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、令和5（2023）年4月末で93,635人となっています。

本県の要支援・要介護認定率は、令和5（2023）年4月末で16.0%であり、全国平均の19.0%を3.0ポイント下回っています。

単位：人

要支援・要介護認定者数・認定率の推移



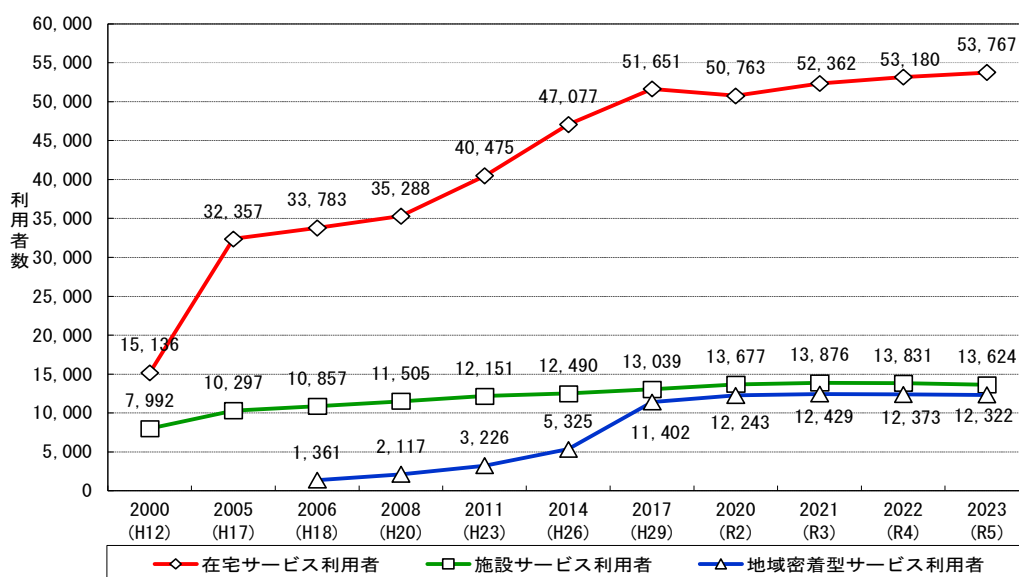
【介護保険事業状況報告（厚生労働省）より各年4月末の認定状況】

(4) 介護サービス利用者数

本県の介護サービスの利用者数は、令和5（2023）年4月では在宅サービス利用者が53,767人で、介護保険制度施行時の平成12（2000）年4月に比べて約3.6倍、施設サービス利用者は13,624人で、平成12（2000）年4月に比べて約1.7倍となっています。また、地域密着型サービスの利用者は、サービス創設時の平成18（2006）年4月に比べて約9.1倍となっています。

(人)

介護サービス利用者数の推移

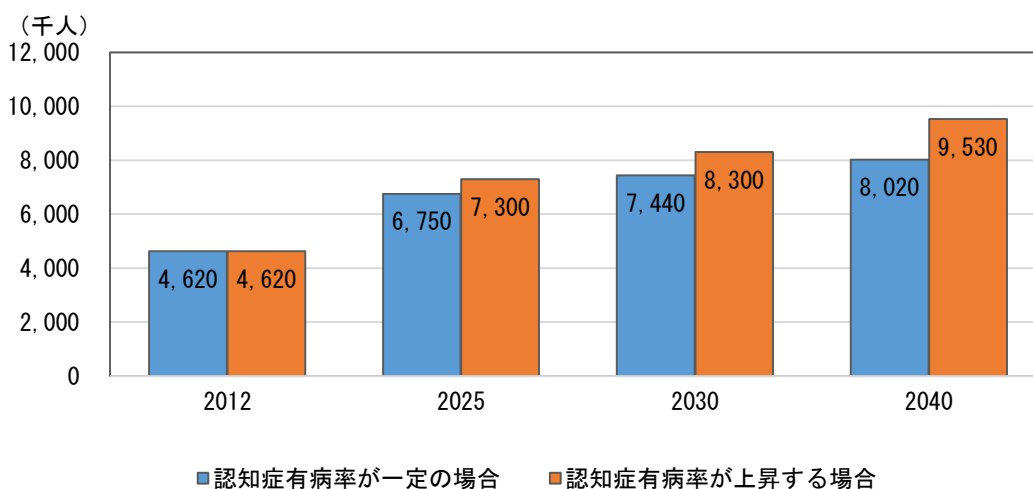


【介護保険事業状況報告（厚生労働省）より各年4月末の認定状況】

(5) 認知症高齢者数

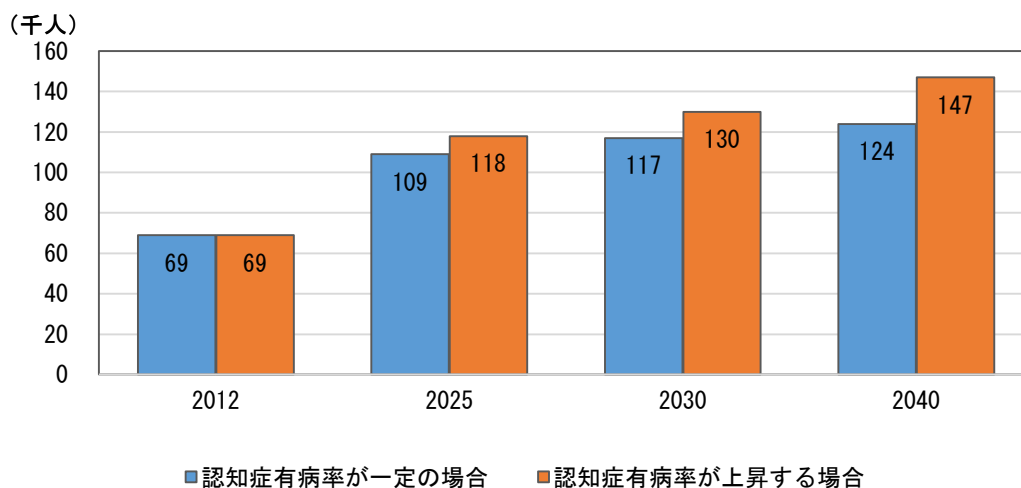
認知症高齢者数は、高齢化の進展に伴って増加し、全国で、平成 24 (2012) 年時点で 462 万人、令和 7 (2025) 年には 675 万人～730 万人と推計されており、令和 22 (2040) 年には 802 万人～953 万人になると予測されています。この推計を本県に当てはめると、令和 7 (2025) 年には約 11 万 7 千人～13 万人に、令和 22 (2040) 年には約 12 万 4 千人～14 万 7 千人になると推計されます。

高齢者人口に対する認知症高齢者数の将来推計〔全国〕



【「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
(平成 26 年度厚生労働省科学研究費補助金特別研究事業) 九州大学 二宮教授 より】

上記推計を本県の状況にあてはめたもの〔栃木県〕



【厚生労働省「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)【参考】認知症の人の将来推計について」(2015) 及び県内市町の高齢者数推計に基づき推計】

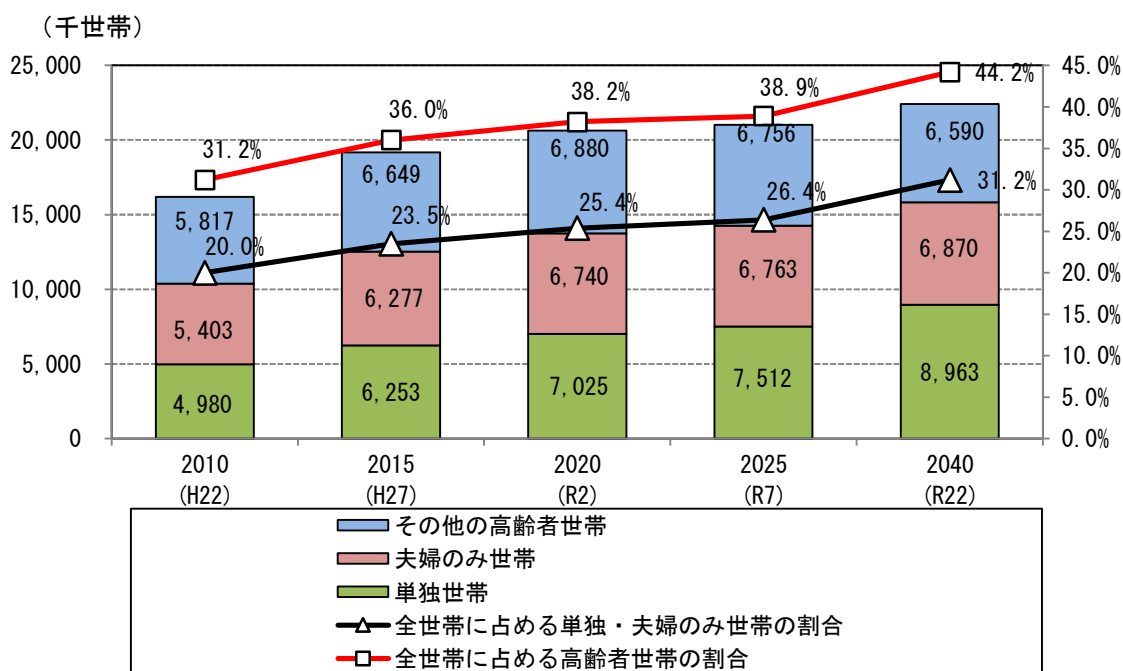
(6) 高齢者単独・夫婦のみ世帯数の将来推計

本県の高齢者単独世帯は、平成 27 (2015) 年には約 7 万 2 千世帯でしたが、令和 22 (2040) 年には約 11 万世帯となり、約 1.5 倍になると予測されます。また、世帯主が高齢者の夫婦のみ世帯は、平成 27 (2015) 年には約 8 万 3 千世帯でしたが、令和 22 (2040) 年には約 9 万 7 千世帯に増え、約 1.2 倍になると予測されます。

本県の世帯主が高齢者の世帯は、平成 27 (2015) 年には全世帯の 35.4% (全国平均 36.0%) でしたが、令和 22 (2040) 年には 44.6% (全国平均 44.2%) に増加すると予測されています。

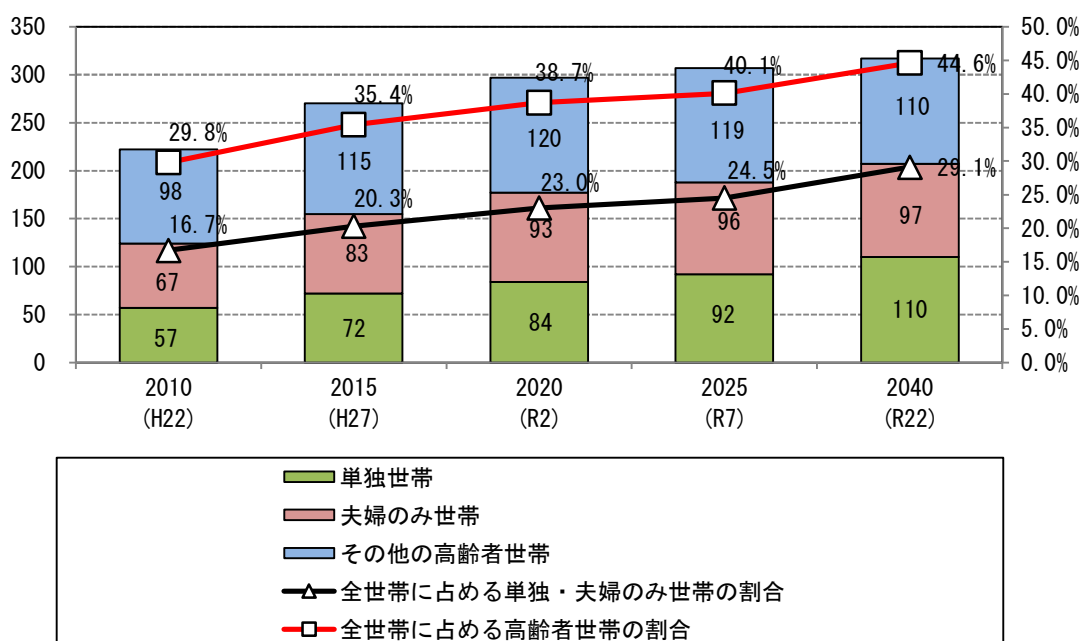
また、高齢者の単独世帯及び夫婦のみ世帯の全世帯に対する割合は、平成 27 (2015) 年には 20.3% (全国平均 23.5%) でしたが、令和 22 (2040) 年には 29.1% (全国平均 31.2%) に増加すると予測されます。

世帯主が高齢者の世帯の世帯数及び割合の将来推計〔全国〕



【国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018（平成 30 年）推計）より】
 （2010（H22）年は、2013（平成 25 年）推計による。）

世帯主が高齢者の世帯の世帯数・割合〔栃木県〕



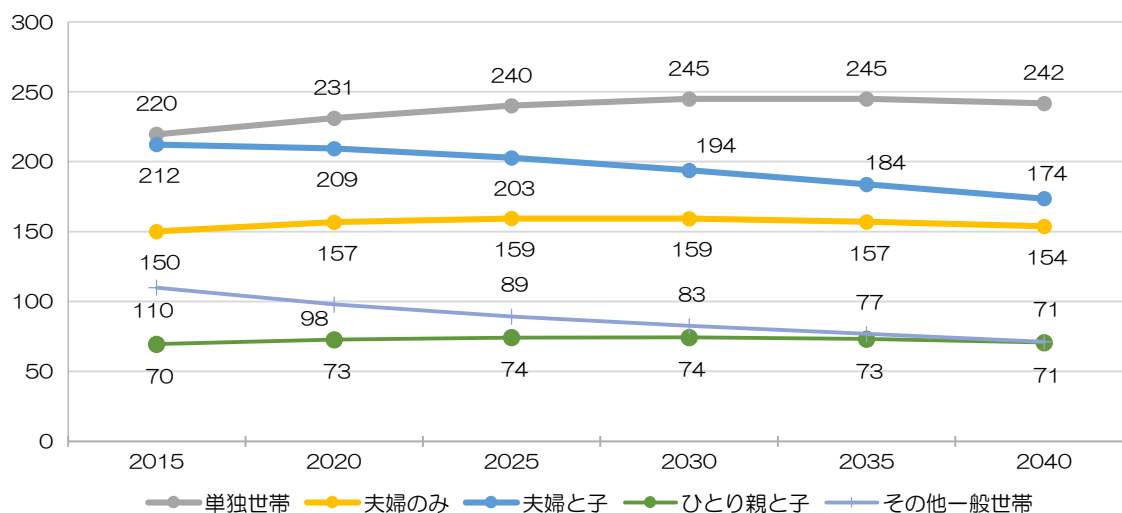
【国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県推計）」（2019(平成 31)年推計）より
 (2010 (H22) 年は、2014(平成 26)年 4 月推計による。)

(7) 核家族化の状況

本県の家族類型別世帯数では、単独世帯が最も多い状況となっています。

今後、夫婦と子の世帯が減少傾向にある一方で、単独世帯や夫婦のみの世帯、ひとり親と子の世帯の増加が見込まれます。

本県の家族類型別世帯数の推移



(1,000世帯)

総務省「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」

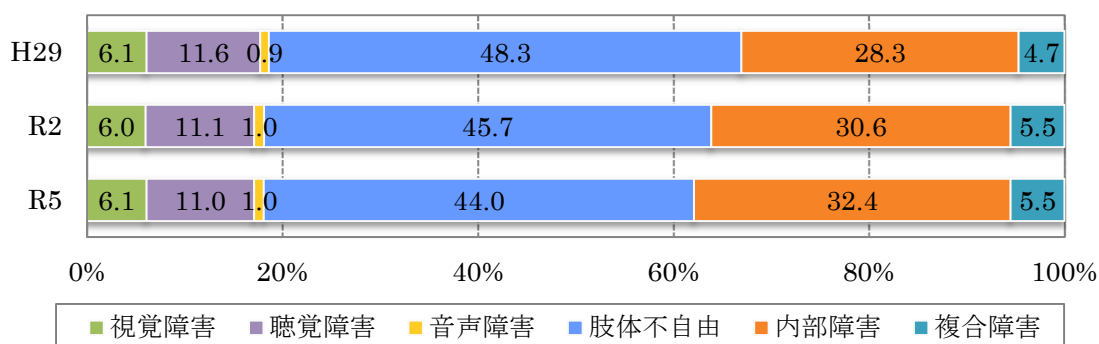
2 医療的支援や福祉的支援を必要とする方の状況

(1) 障害等がある方の状況(身体・知的・精神・発達・高次脳機能障害、難病)

ア 身体障害者(身体障害者手帳所持者数)

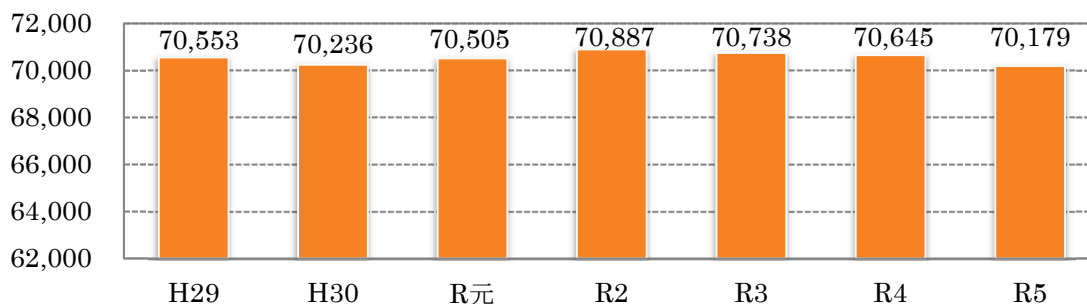
令和5(2023)年4月1日現在の身体障害者数は70,179人で、年齢別構成比をみると、18歳未満の障害児が1.5%、18~64歳の身体障害者が24.7%、そして65歳以上の高齢の身体障害者が73.8%となっています。障害種類別の内訳では、内部障害の割合が増えており、平成29(2017)年に28.3%であったものが、令和5(2023)年には32.4%になっています。障害程度別に見ると、重度に当たる1級及び2級の割合が全体の約半分を占めています。

障害種類別身体障害者数の推移(構成比)

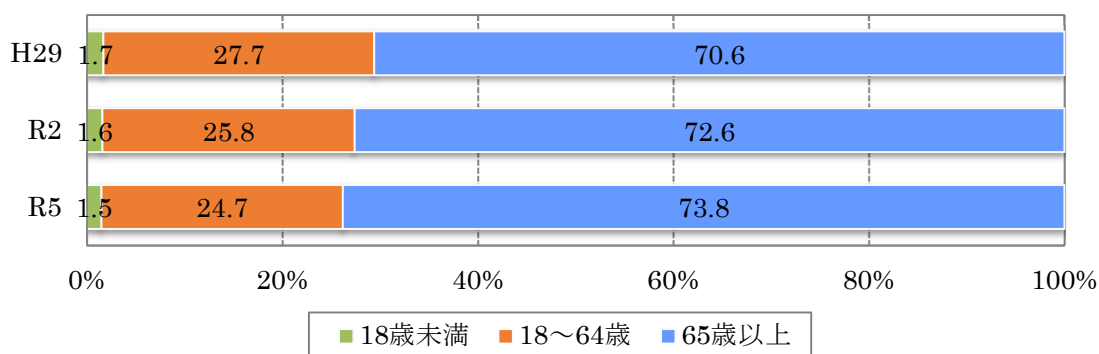


(ハ)

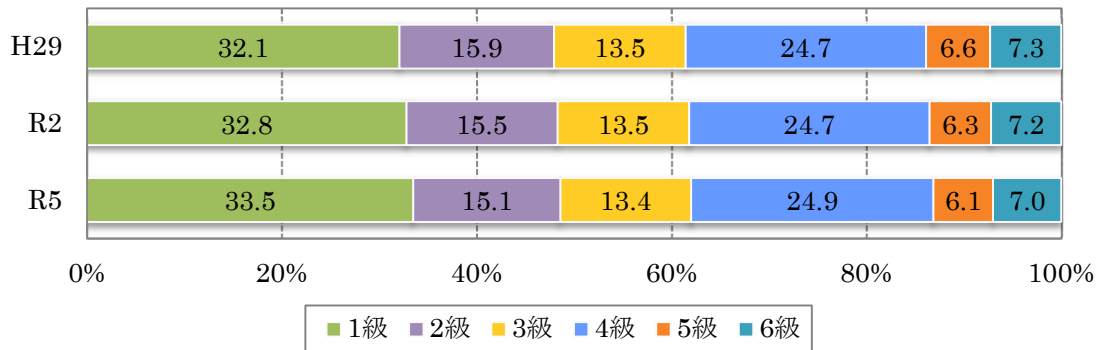
身体障害者数の推移



障害種類別身体障害者数の推移(構成比)



障害程度別身体障害者数の推移（構成比）

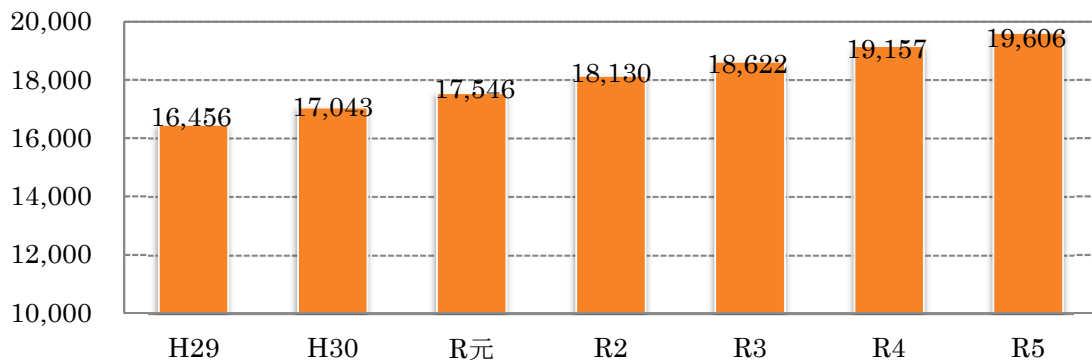


イ 知的障害者（療育手帳所持者数）

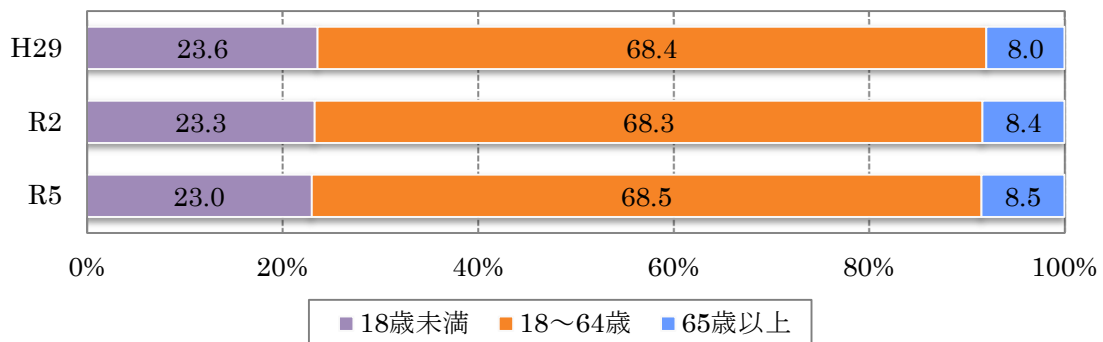
令和5（2023）年4月1日現在の知的障害者数は、19,606人で、6年前と比較して3,000人以上増えています。

年齢別構成比を見ると、18歳未満の知的障害児が23.0%、18～64歳の知的障害者が68.5%、そして65歳以上の高齢の知的障害者が8.5%となっています。

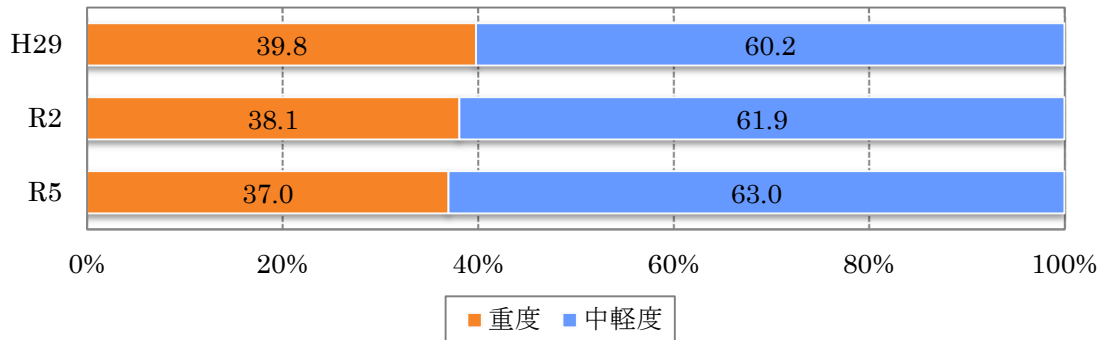
(人) 知的障害者数の推移



年齢別知的障害者数の推移（構成比）



障害程度別知的障害者数の推移（構成比）

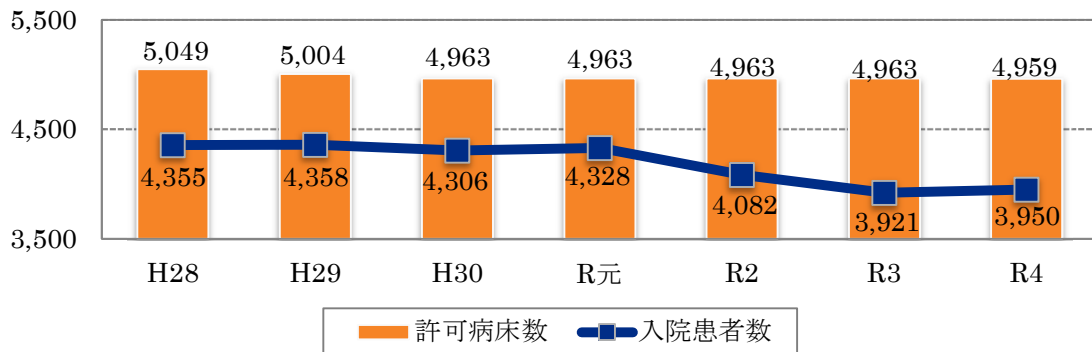


ウ 精神障害者

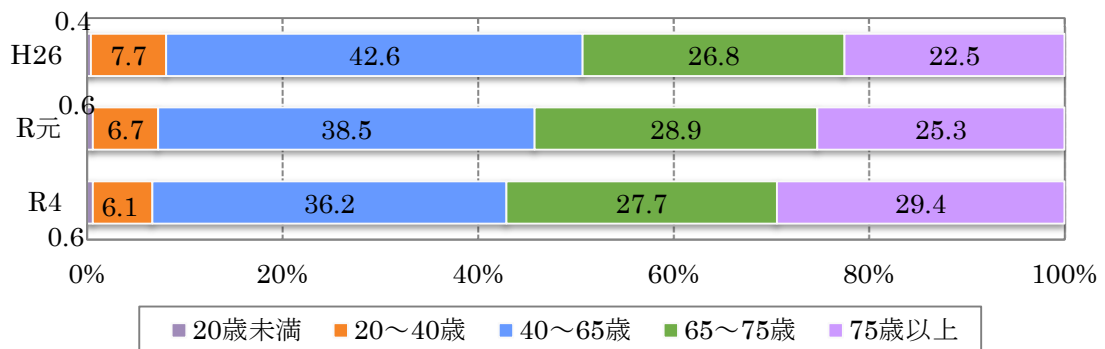
令和5（2023）年4月現在、県内の精神科病院は、27病院です。許可病床数は4,959床で、令和4（2022）年度6月現在の入院患者は3,950人です。

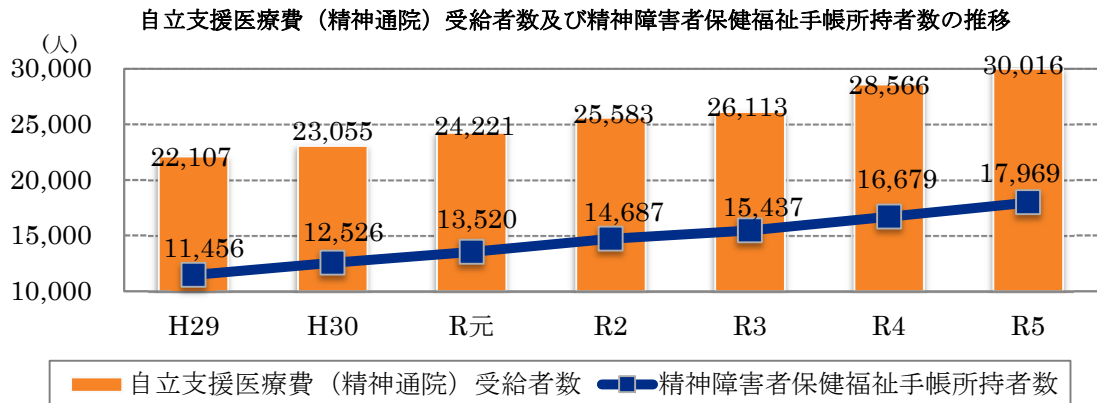
入院患者の年齢別構成比を見ると、65歳以上の入院患者が50%以上を占めています。

（床、人） 精神障害者（許可病床・入院患者数）の推移



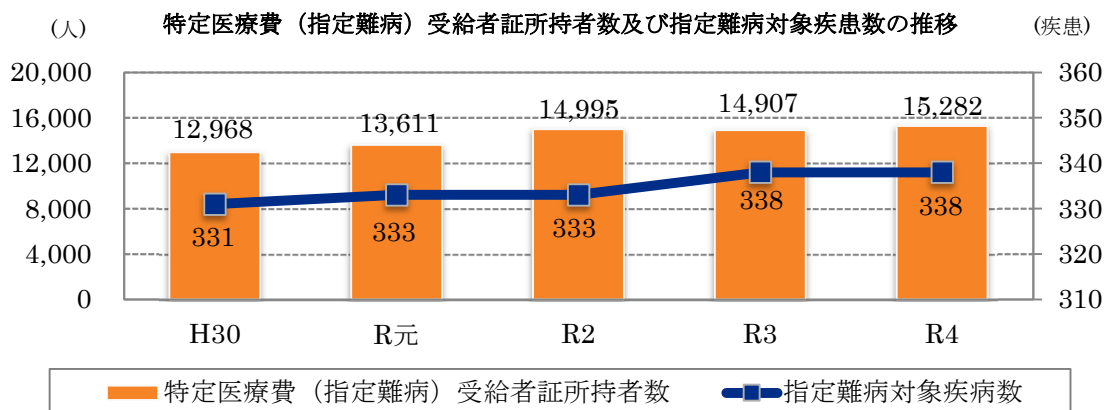
年齢別入院患者数の推移（構成比）





エ 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証交付件数）

令和5（2023）年3月31日現在の指定難病患者は、15,282人で、患者数は増加傾向にあります。令和4（2022）年度の疾患別患者数は、潰瘍性大腸炎（2,285人）、パーキンソン病（1,922人）、全身性エリテマトーデス（947人）などが多くなっています。



オ 発達障害者

発達障害は、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害です。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。障害の程度や特徴が様々なため、発達障害者の実数の把握は困難な状況です。

なお、令和4（2022）年に文部科学省が行った調査（医師の診断に基づくものではなく、学級担任を含む複数の教員により判断された回答を基にした調査）においては、通常の学級に在籍する児童生徒の中で、発達障害の可能性のある

学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は 8.8%程度であったと報告されています。

また、厚生労働省が行った「生活のしづらさに関する調査（平成 28 年度）」結果を基にして算出した推定値では、全国に約 48 万人いるとされています。本県の人口に換算すると、約 7,400 人の発達障害者がいると推定されます。

カ 高次脳機能障害者

高次脳機能障害は、交通事故等による外傷性脳損傷や、脳梗塞、脳出血等の脳血管疾患の後遺症として、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などが生じるもので、一見目立たない障害であることから、医療・福祉制度の谷間の障害として、支援体制の整備が遅れています。また、現代医療の進歩により脳外傷等を受けて存命する人は増加しており、これらの高次脳機能障害者への支援体制、支援手法の確立が求められています。

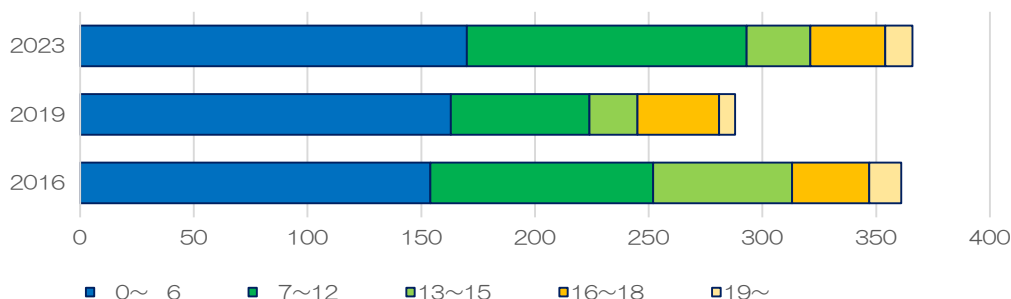
なお、本県においては、高次脳機能障害者の数や実態は把握していませんが、厚生労働省が行った「生活のしづらさに関する調査（平成 28 年度）」結果を基にして算出した推定値では、全国に約 33 万人、うち 18 歳以上 65 歳未満の年齢層では約 8 万人いるとされています。これを本県の人口に換算すると、約 5,000 人、うち 18 歳以上 65 歳未満の年齢層では約 1,200 人の高次脳機能障害者がいると推定されます。

(2) 医療的ケア児の状況

少子化が進む中、本県では在宅で生活する医療的ケア児が増加しています。

医療技術の進歩等を背景に、今後も各年代で医療的ケアが必要な児童が増加していくことが見込まれます。

本県の年齢別医療的ケア児数の推移



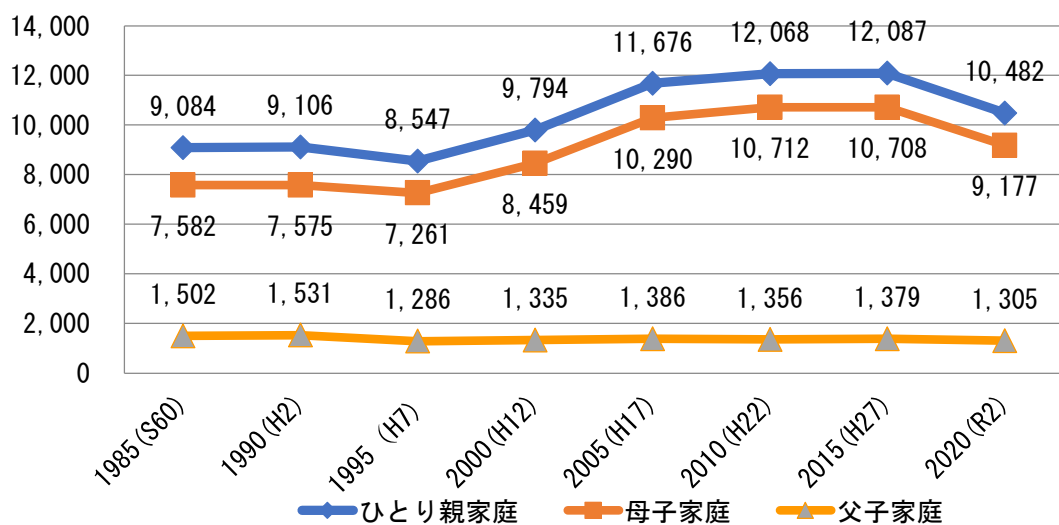
※2019、2023 は血糖値測定、インスリン注射、成長ホルモン注射等のみの医療的ケアが必要な児童を除く人数
「栃木県在宅医療的ケア児把握調査」

(3) ひとり親家庭の状況

本県のひとり親家庭数は、平成 27(2015)年まで年々増加していましたが、令和 2(2020)年には減少し、10,482 世帯となっています。

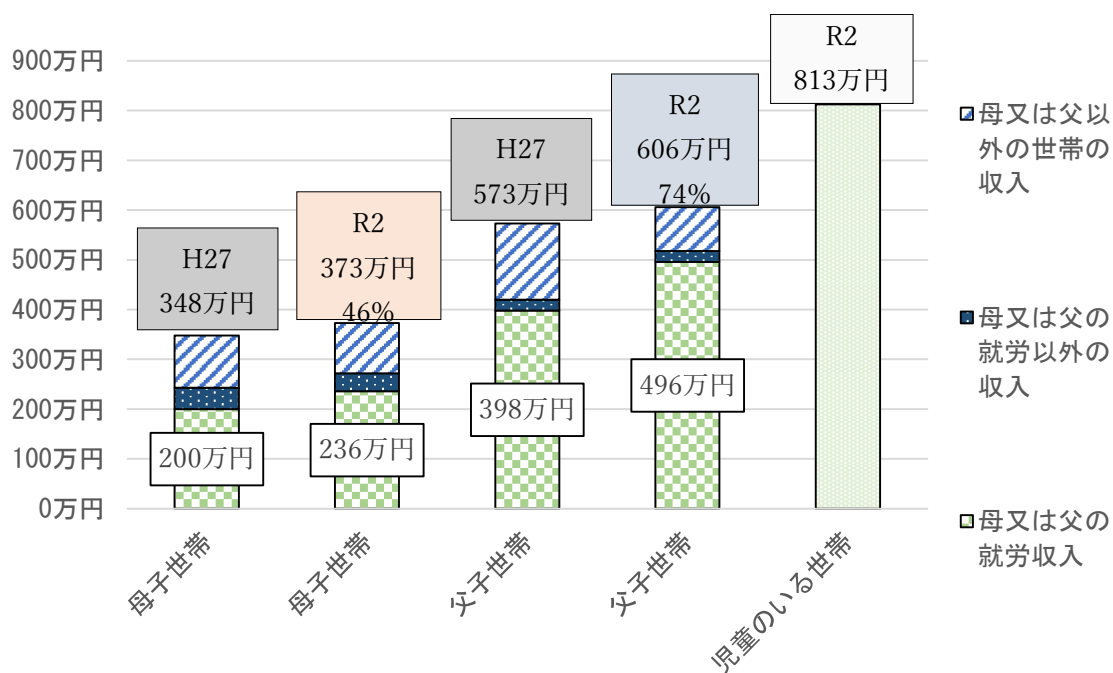
また、令和 2(2020)年のひとり親世帯の平均年間収入は、父子世帯で 606 万円、母子世帯では 373 万円です。これを児童のいる世帯全体の平均収入 813 万円と比較すると、父子世帯は 74%、母子世帯は 46%となり、低収入であることが分かります。

ひとり親家庭等の推移



総務省「国勢調査」

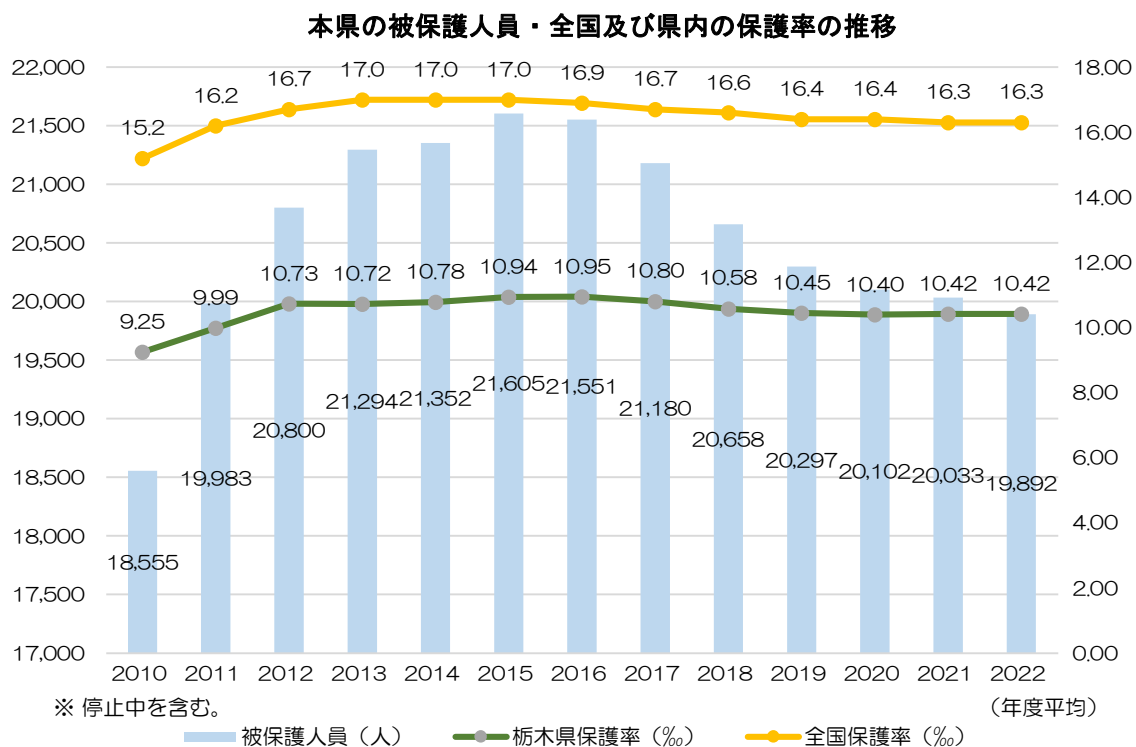
一人親世帯の平均年間収入の比較



厚生労働省「国民生活基礎調査」

(4) 生活保護の状況

本県の生活保護に係る保護率及び世帯数は、横ばいの状況です。



県保健福祉課調べ

(5) 介護離職の状況

本県で、「介護・看護のため」を理由に離職した人は、平成 29 (2017) 年 10 月から平成 30 (2018) 年 9 月の期間では 1,100 人、令和 3 (2021) 年 10 月から令和 4 (2022) 年 9 月の期間では 1,700 人と推計されています。(令和 4 年就業構造基本調査結果 (総務省統計局))

第3章 関連する調査結果の概要

ケアラー支援を推進するにあたり、県民の意識を把握するための県政世論調査や、本県のケアラーの実態や支援における課題及びニーズ等を把握するため、児童・生徒及び学校、ケアラー当事者及び相談支援機関等を対象とした実態調査を実施しました。

1 令和5(2023)年度栃木県政世論調査

ケアラー支援の推進に当たって、ケアラーに関する県民の認知度等を把握するため、県政世論調査に設問を設け、調査を実施しました。

- 調査目的: 現在又は今後解決すべき課題について、県民の県政に対する意識・要望などを的確に把握し、県政施策の企画・立案及び県政執行上の参考とすることを目的として実施。
- 調査地域: 栃木県全域
- 調査対象: 満 18 歳以上の男女個人
- 標 本 数: 2,000
- 抽出方法: 層化二段無作為抽出法
- 調査方法: 郵送法(郵送配布一郵送回収又はインターネット回収の選択式)
- 調査時期: 令和5(2023)年6月5日～同月30日

- (1) 「ケアラー」という言葉の認知度(あなたは、「ケアラー」(18歳未満のヤングケアラーを含む。)(※)という言葉を知っていますか。1つ選んでください。)

※「高齢、障害、疾病等の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する」方と定義しており、「ヤングケアラー」とは、このうち18歳未満の方をいいます。

全体で見ると、「聞いたことがあり、内容も知っている」(44.9%)が4割台半ば近く、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」(30.9%)が約3割、「聞いたことはない」(22.5%)が2割強となっています。【図1】

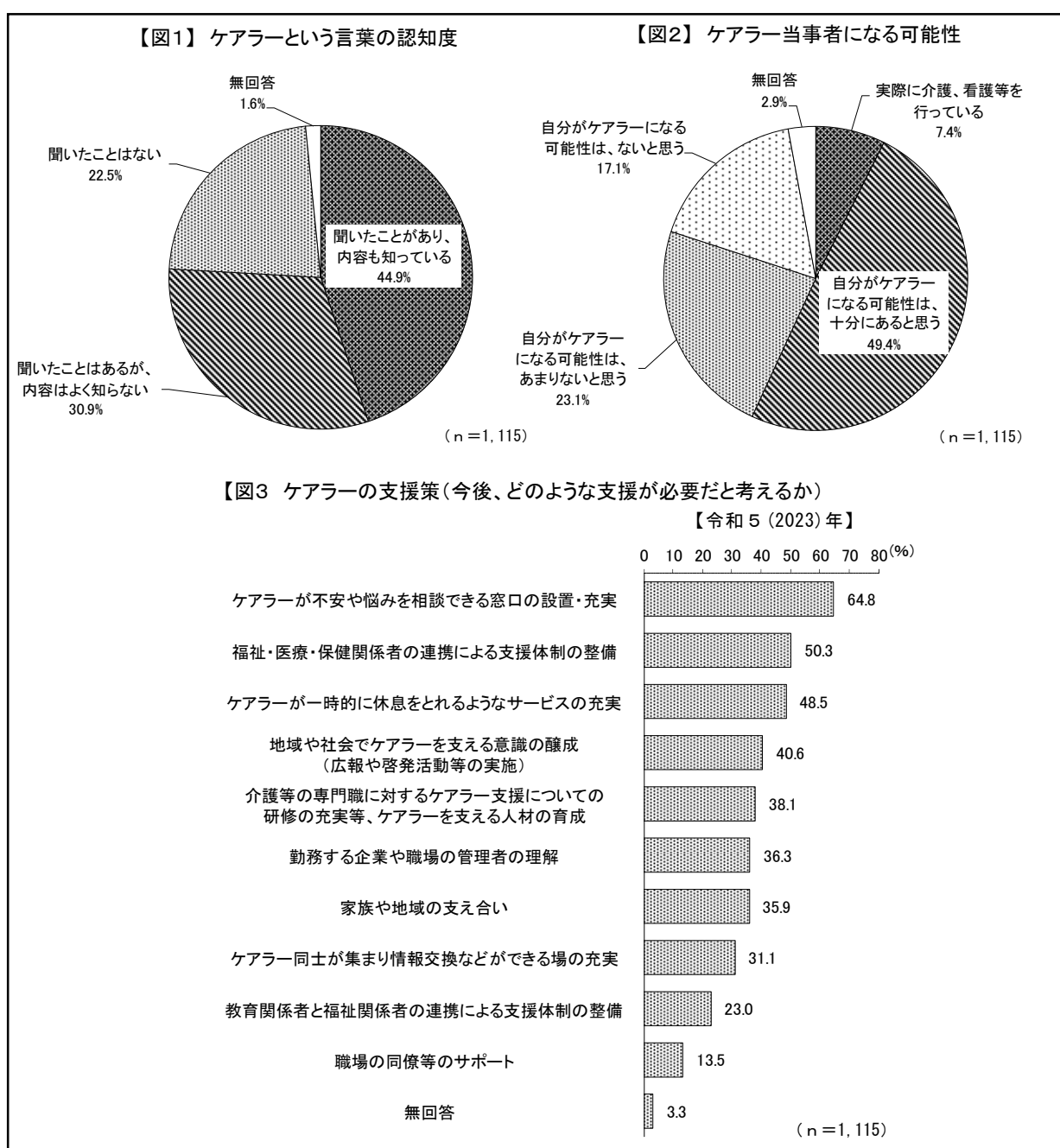
- (2) ケアラー当事者になる可能性(今後、あなたがケアラー当事者となる可能性について、どのようにお考えですか。あなたの考えに最も近いものを、1つ選んでください。)

全体で見ると、「自分がケアラーになる可能性は、十分にあると思う」(49.4%)が5割弱、「自分がケアラーになる可能性は、あまりないと思う」(23.1%)が2割台半ば近く、「自分がケアラーになる可能性は、ないと思う」(17.1%)が1割台半ばを超え、「実際に介護、看護等を行っている」(7.4%)が1割未満となっています。【図2】

- (3) ケアラーへの支援策(ケアラーが社会から孤立することなく、安心して生活するために、今後、どのような支援策が必要だと考えますか。いくつか選んでください。)

全体で見ると、「ケアラーが不安や悩みを相談できる窓口の設置・充実」(64.8%)が6割台半ば近くで最も高くなっています。

次いで、「福祉・医療・保健関係者の連携による支援体制の整備」(50.3%)、「ケアラーが一時的に休息をとれるようなサービスの充実」(48.5%)、「地域や社会でケアラーを支える意識の醸成(広報や啓発活動等の実施)」(40.6%)、「介護等の専門職に対するケアラー支援についての研修の充実等、ケアラーを支える人材の育成」(38.1%)の順となっています。【図3】



2 ヤングケアラー実態調査（令和4（2022）年度実施）

県内におけるヤングケアラーの実態について把握し、ヤングケアラー及びその家庭への支援策並びに支援体制を確立する際の基礎資料とするとともに、調査を通じてヤングケアラーに関する社会的認知度の向上及び理解促進を図ることを目的として、本調査を実施しました。

(1) 調査の概要

ア 実施時期 令和4（2022）年7月及び8月

イ 調査対象

○児童・生徒向け調査

県内の全ての公立及び私立学校（分校、義務教育校、中高一貫校、定時制及び通信制を含む）の以下の学年に在籍する児童・生徒

区分	対象	回収数	回収率
小学6年生	16,362人	14,621人	89.4%
中学2年生	16,878人	13,618人	80.7%
高校2年生	16,635人	12,615人	75.8%

○学校向け調査

県内全ての公立及び私立学校（分校、義務教育校、中高一貫校、定時制及び通信制を含む）

区分	対象	回収数	回収率
小学校	350校	230校	65.7%
中学校	165校	95校	57.6%
高等学校	85校	53校	62.4%

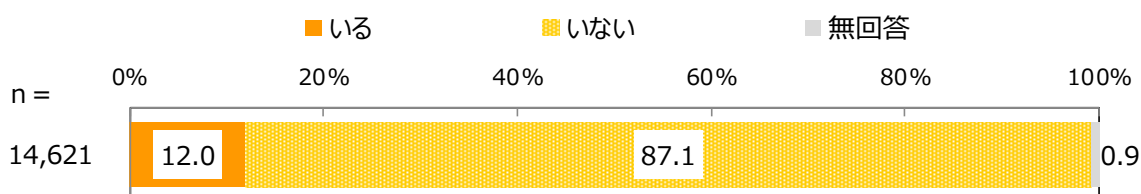
(2) 主な調査結果

ア お世話をしている家族の有無

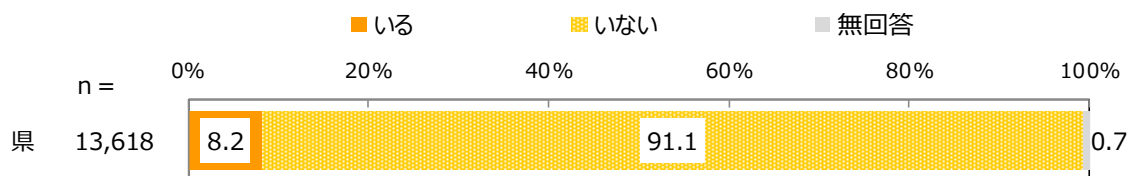
「お世話をしている家族がいる」と回答した児童・生徒の割合は、小学6年生が12.0%、中学2年生が8.2%、高校2年生が5.1%となりました。

これは、国が令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度に実施した調査の割合を上回っており、本県においても一定数のヤングケアラーが存在することが確認されました。

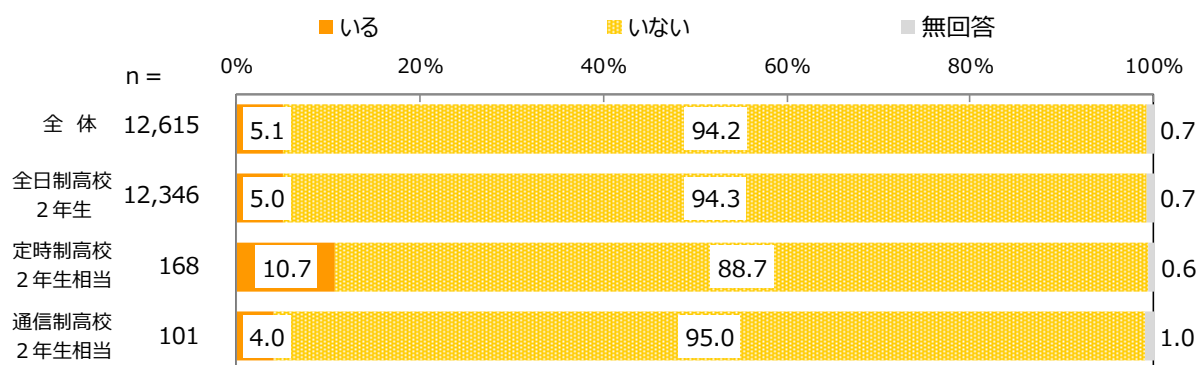
○小学6年生



○中学2年生



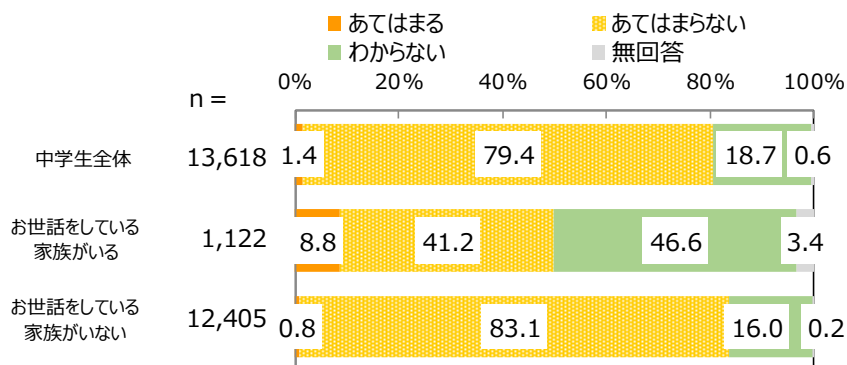
○高校2年生



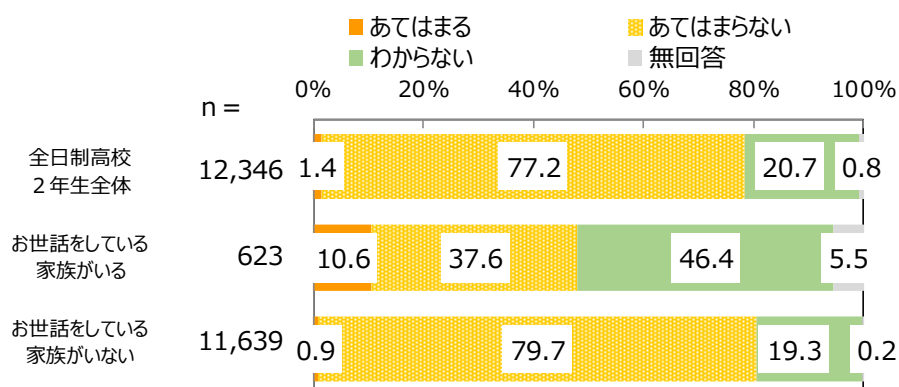
イ ヤングケアラーの自覚

お世話を必要としている家族がいる生徒で、ヤングケアラーの自覚があるのは1割程度である一方、「わからない」が5割近くとなっています。

○ 中学2年生



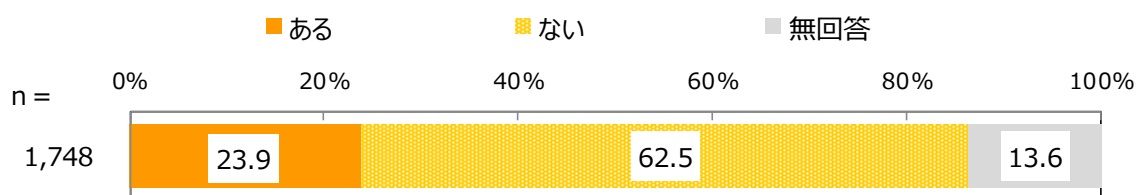
○ 高校2年生



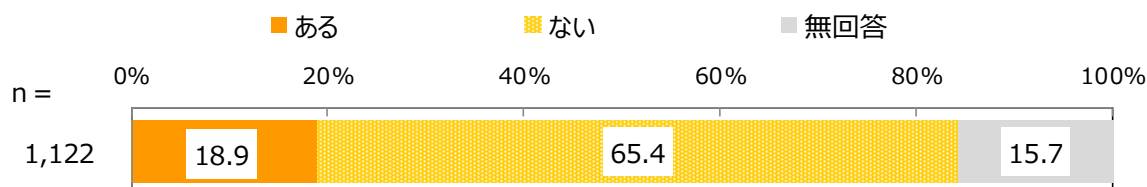
ウ お世話について相談した経験

お世話について相談した経験は、「ない」と回答した児童・生徒の割合が6割台となっています。

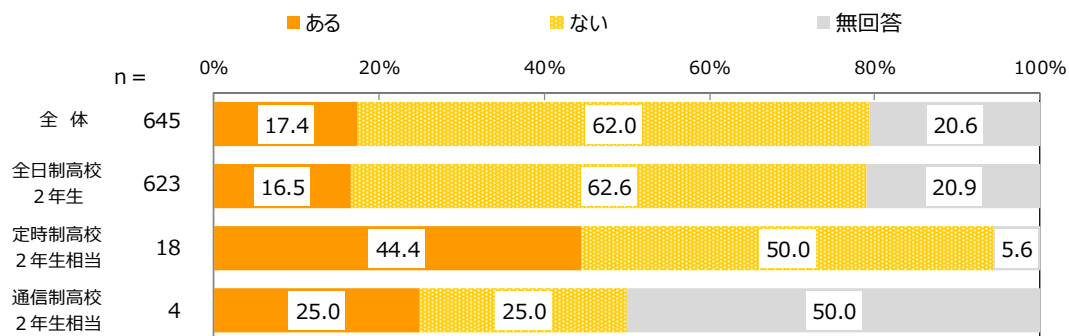
○小学6年生



○中学2年生



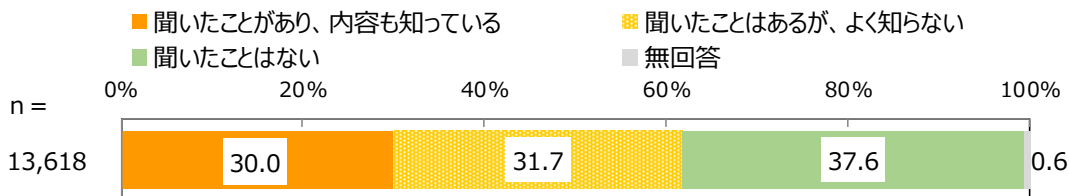
○高校2年生



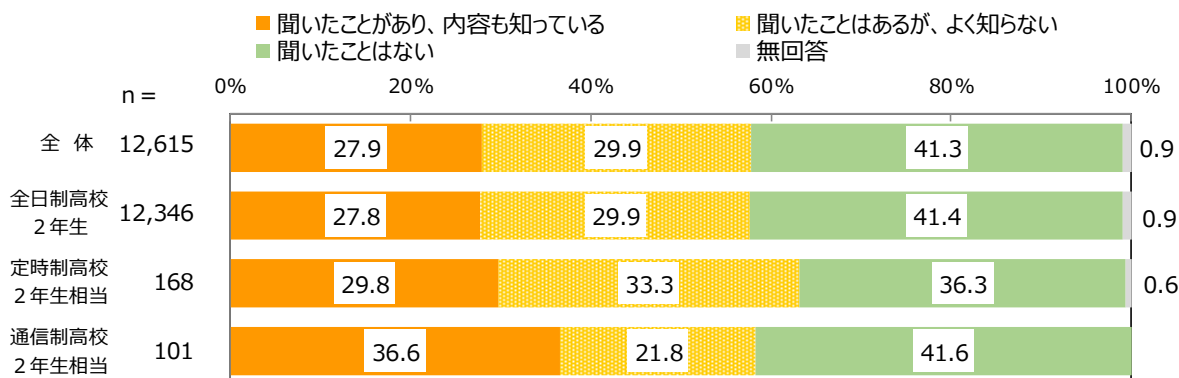
エ ヤングケアラーに関する認知度

「ヤングケアラー」という言葉の認知度については、中学2年生、高校2年生とも、「聞いたことがあり、内容も知っている」割合は3割程度にとどまっています。

○中学2年生

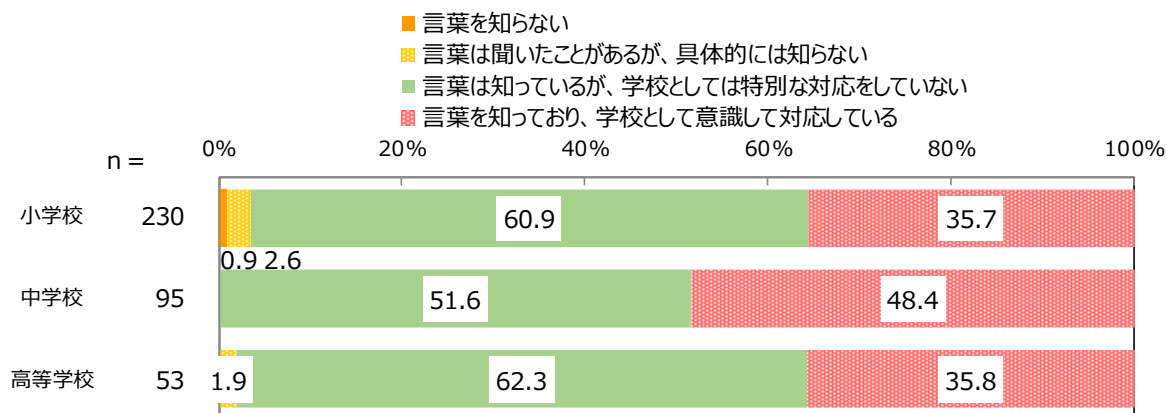


○高校2年生



オ 学校におけるヤングケアラーの認識

学校における「ヤングケアラー」という概念の認識は、いずれも「言葉は知っているが、学校としては特別な対応をしていない」が最も高くなっています。



3 ケアラー実態調査（令和5（2023）年度実施）

ケアラーの方の現状や抱えている悩みや問題点等を把握し、支援を必要としているケアラーの方の早期発見や適切な支援につなげる方策を検討することを目的に実施しました。

(1) 調査の概要

ア 実施時期 令和5（2023）年6月及び7月

イ 調査対象等

調査区分	配布件数	有効回答数	回収率
ア ケアラー本人	1,219	515	42.2%
(ア)高齢者のお世話をしているケアラー	505	329	65.1%
(イ)障害者のお世話をしているケアラー	714	186	26.1%
イ 相談支援機関等	518	319	61.6%
(ア)地域包括支援センター	101	90	89.1%
(イ)基幹相談支援センター・障害者相談支援事業所	238	96	40.3%
(ウ)民生委員・児童委員(単位民児協会長)	179	133	74.3%
ウ 医療機関	9	9	100.0%

(2) 主な調査結果

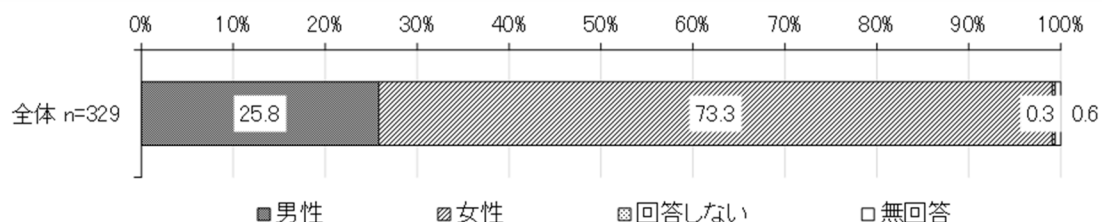
ア ケアラー本人

(ア) 高齢者のお世話をしているケアラー

①ケアラー自身の性別

性別については、「男性」が25.8%、「女性」が73.3%となっています。

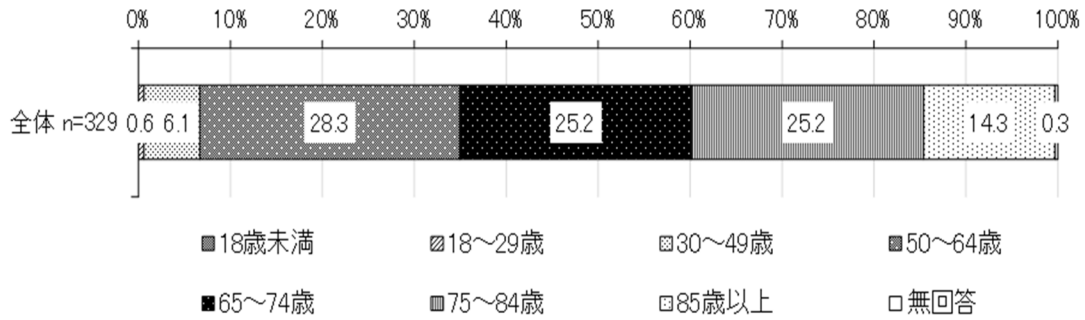
「女性」がケアを担うことが多い状況となっています。



②ケアラー自身の年齢（令和5年4月1日時点）

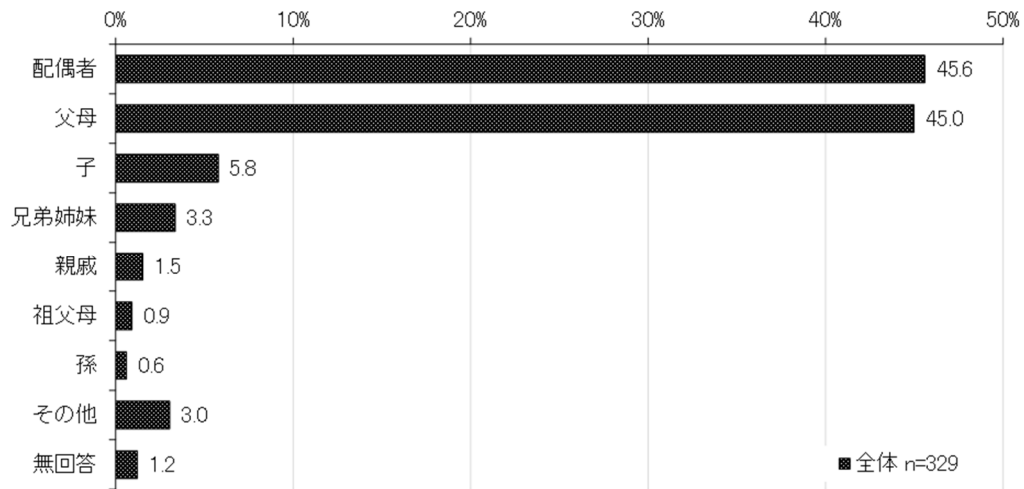
年齢については、「50～64歳」が28.3%で最も高く、次いで「65～74歳」、「75～84歳」が25.2%、「85歳以上」が14.3%となっています。

65歳以上のケアラーが約6割となっています。



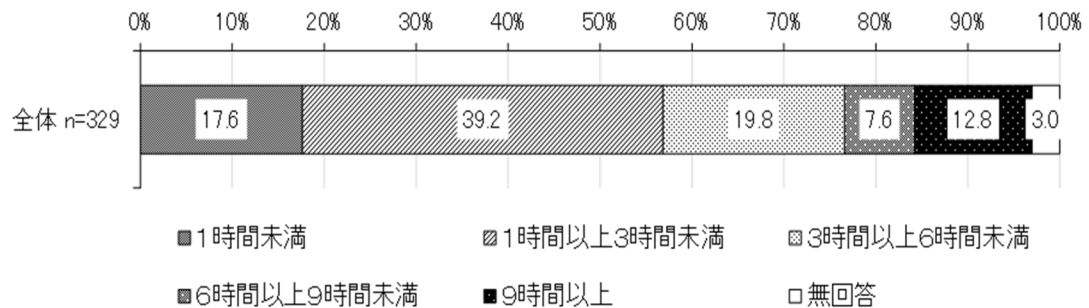
③お世話が必要な人との関係（複数回答）

お世話が必要な人との関係については、「配偶者」が45.6%で最も高く、次いで「父母」が45.0%、「子」が5.8%となっています。



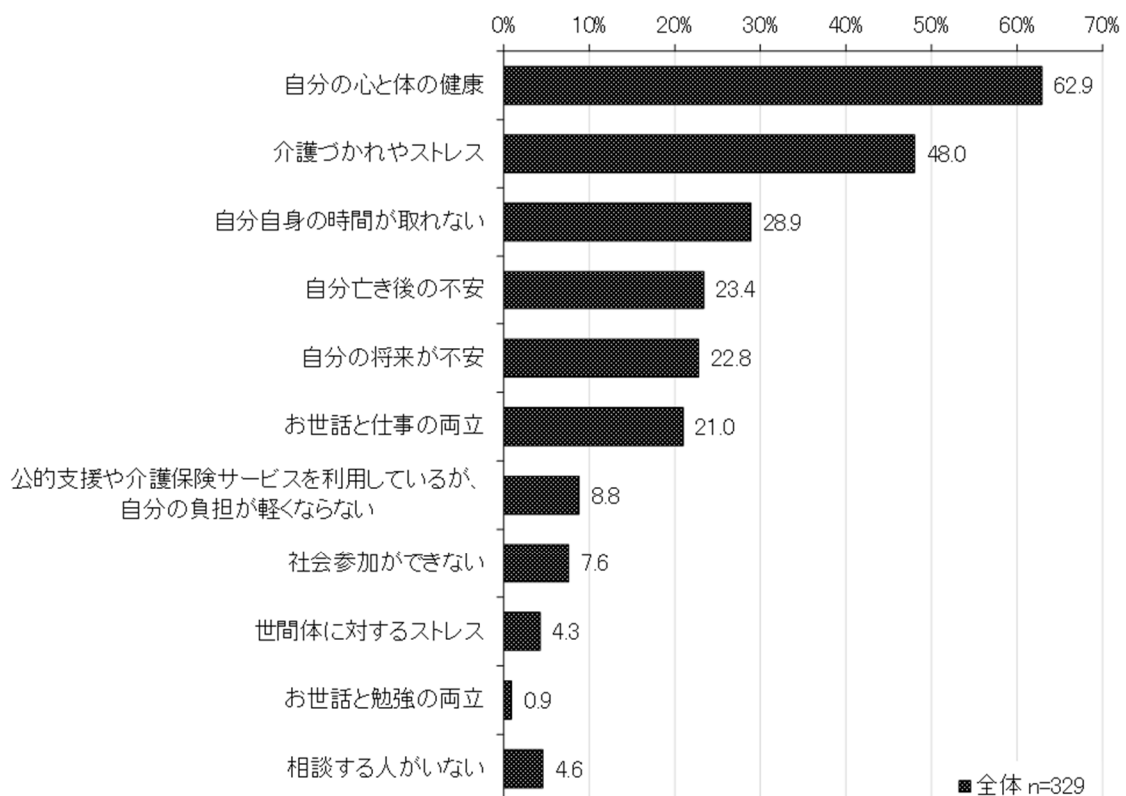
④ 1日あたりのお世話をしている時間

1日あたりのお世話をしている時間については、「1時間以上3時間未満」が39.2%で最も高く、次いで「3時間以上6時間未満」が19.8%、「1時間未満」が17.6%となっています。



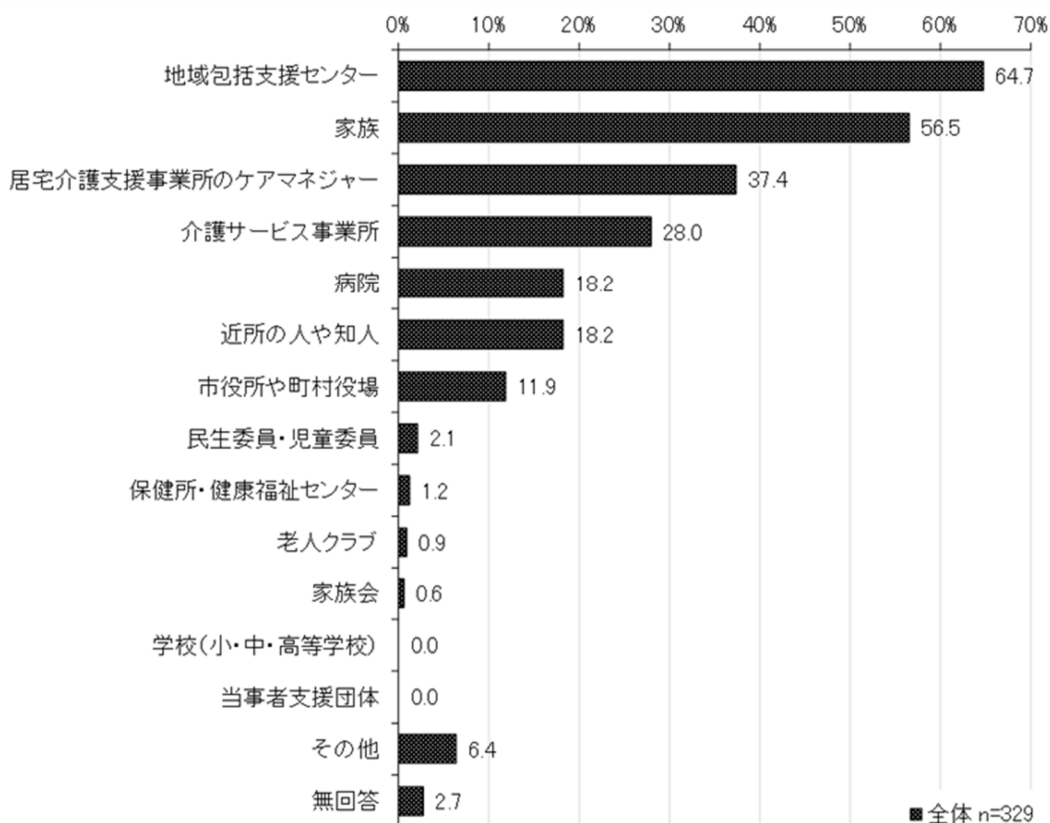
⑤ ケアラー自身が困っていることや悩んでいること（複数回答）

ケアラー自身のことについては、「自分の心と体の健康」が62.9%で最も高く、次いで「介護づかれやストレス」が48.0%、「自分自身の時間が取れない」が28.9%となっています。



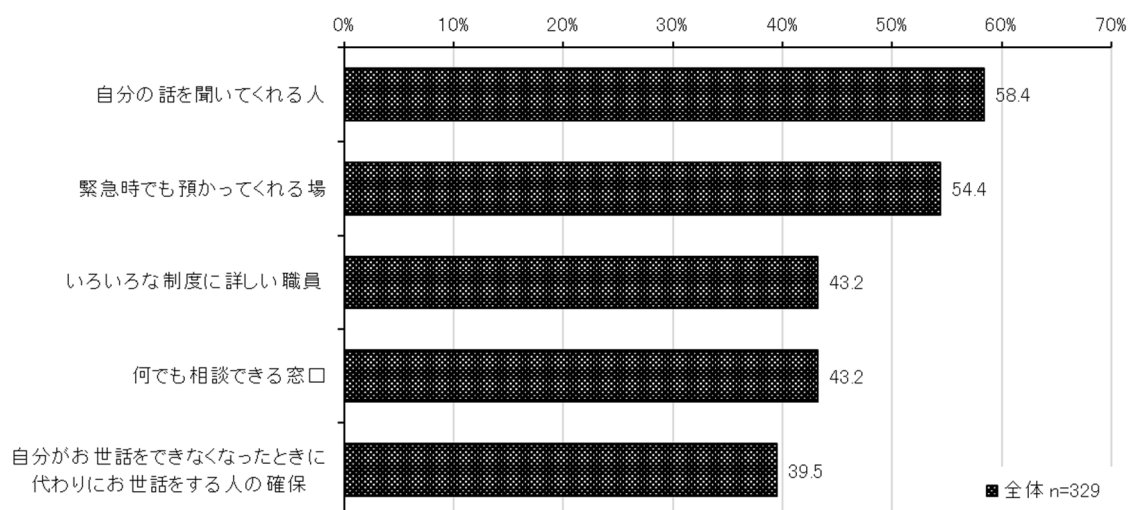
⑥ケアラー自身が頼りにしている相談先や窓口（複数回答）

ケアラー自身が頼りにしている相談先や窓口については、「地域包括支援センター」が 64.7%で最も高く、次いで「家族」が 56.5%、「居宅介護支援事業所のケアマネジャー」が 37.4%となっています。



⑦ケアラー自身を支えるために必要だと思う支援（上位5項目）

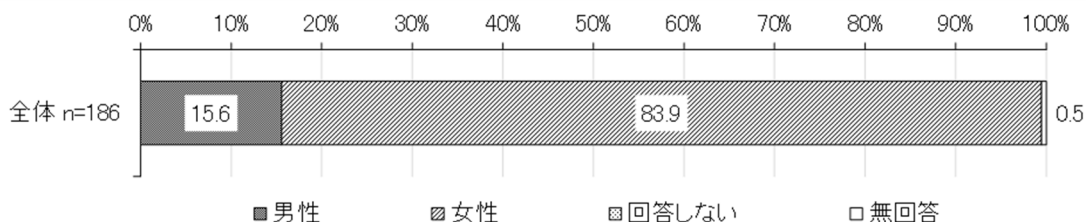
「自分の話を聞いてくれる人」が最も多く、次いで「緊急時でも預かってくれる場」、「いろいろな制度に詳しい職員」、「何でも相談できる窓口」、「自分がお世話をできなくなったときに代わりにお世話をする人の確保」と続いています。



(イ) 障害者のお世話をしているケアラー

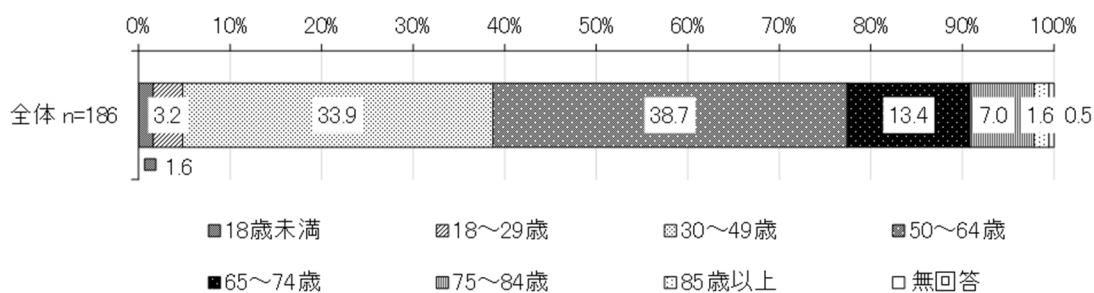
① ケアラー自身の性別

性別については、「男性」が15.6%、「女性」が83.9%となっています。
「女性」がケアを担うことが多い状況となっています。



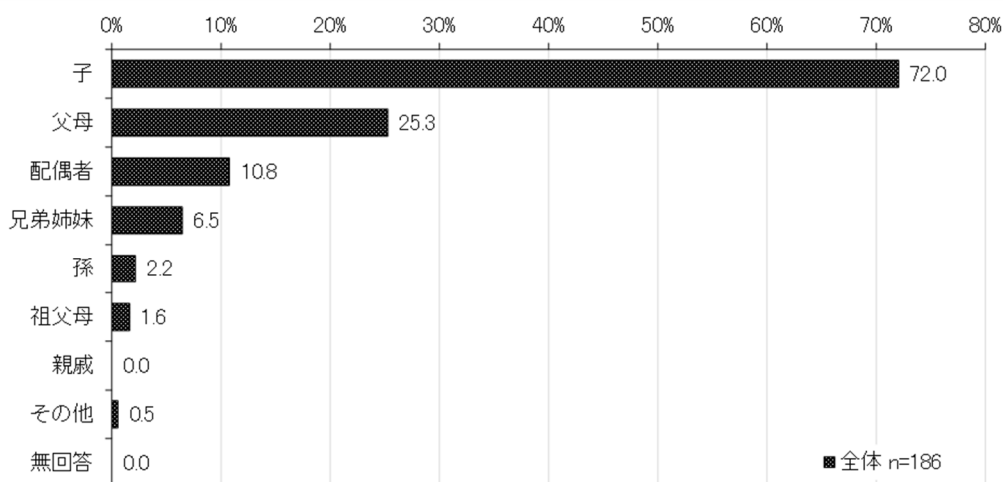
② ケアラー自身の年齢（令和5年4月1日時点）

年齢については、「50～64歳」が38.7%で最も高く、次いで「30～49歳」が33.9%、「65～74歳」が13.4%となっています。



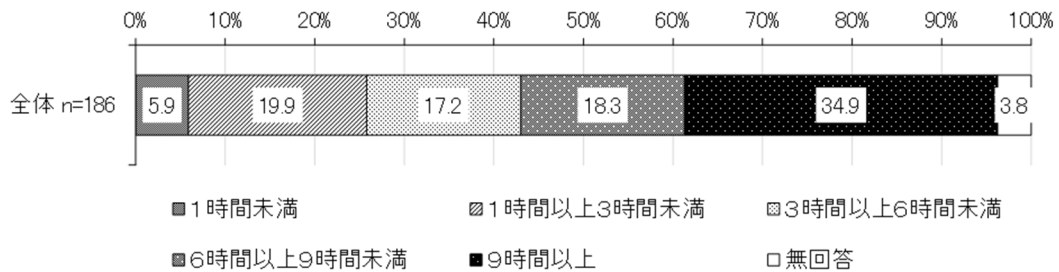
③ お世話が必要な人との関係（複数回答）

お世話が必要な人との関係については、「子」が72.0%で最も高く、次いで「父母」が25.3%、「配偶者」が10.8%となっています。



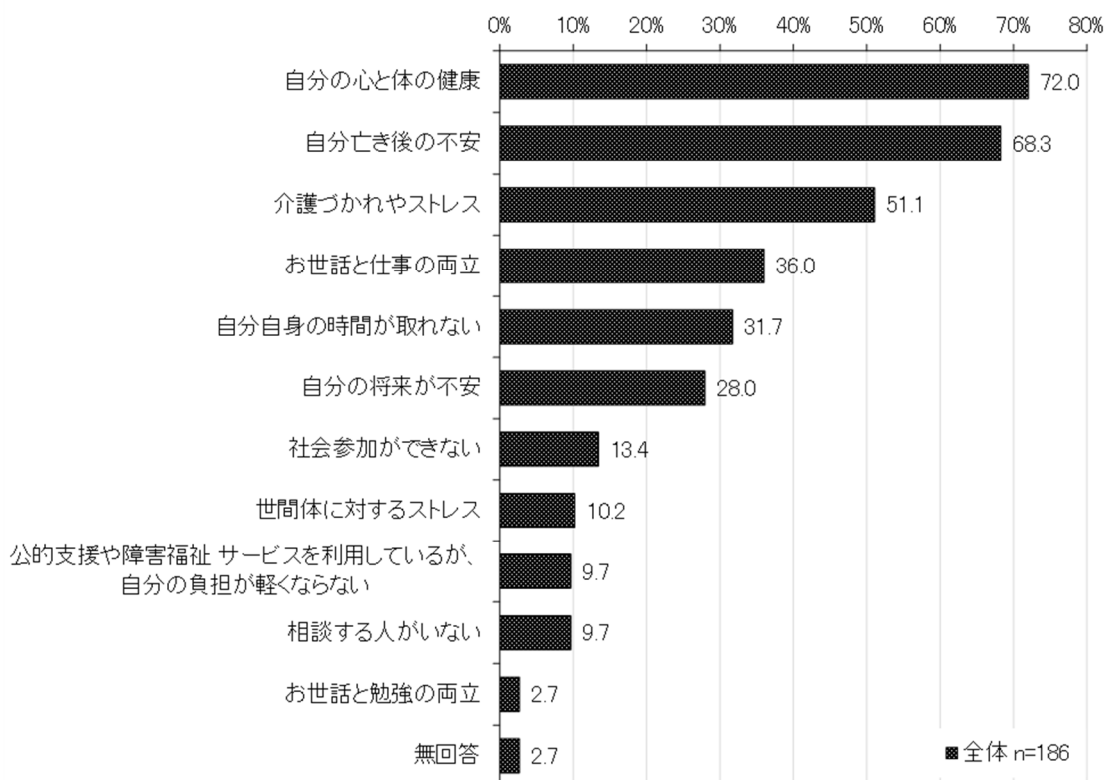
④ 1日あたりのお世話をしている時間

1日あたりのお世話をしている時間については、「9時間以上」が34.9%で最も高く、次いで「1時間以上3時間未満」が19.9%、「6時間以上9時間未満」が18.3%となっています。



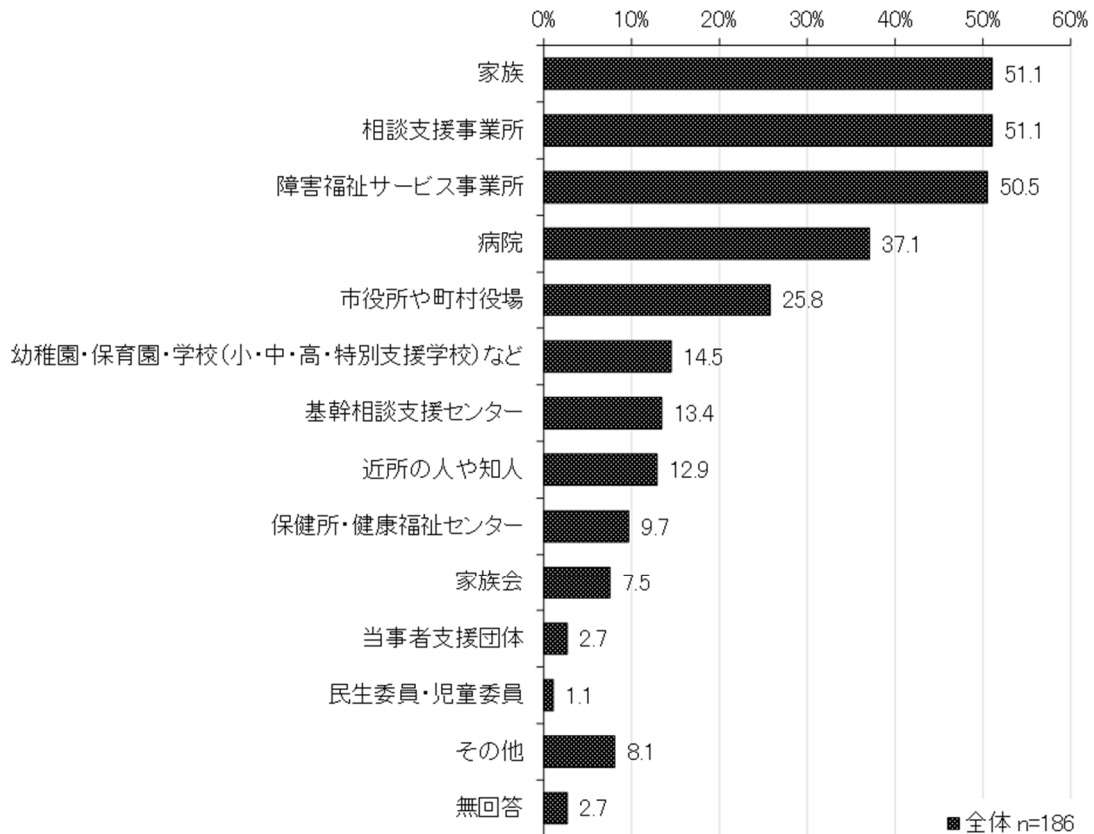
⑤ ケアラー自身が困っていることや悩んでいること（複数回答）

ケアラー自身のことについては、「自分の心と体の健康」が72.0%で最も高く、次いで「自分亡き後の不安」が68.3%、「介護疲れやストレス」が51.1%となっています。



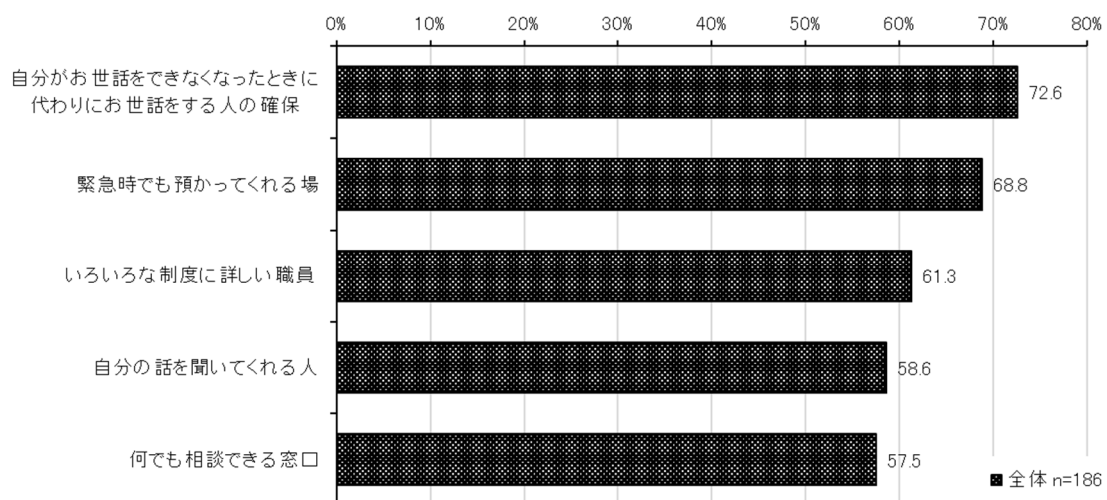
⑥ケアラー自身が頼りにしている相談先や窓口（複数回答）

ケアラー自身が頼りにしている相談先や窓口については、「家族」、「相談支援事業所」がともに51.1%で最も高く、次いで「障害福祉サービス事業所」が50.5%、「病院」が37.1%となっています。



⑦ケアラー自身を支えるために必要だと思う支援（上位5項目）

「自分がお世話をできなくなったときに代わりにお世話をする人の確保」が最も多く、次いで「緊急時でも預かってくれる場」、「いろいろな制度に詳しい職員」、「自分の話を聞いてくれる人」、「何でも相談できる窓口」と続いています。



第4章 ケアラー支援における課題

課題1 認知度、早期発見・早期把握

ケアを必要とする方に対しては、介護サービスをはじめとした様々な施策が講じられてきたところですが、県内におけるケアラー¹の認知度は十分とは言えず、ケアラーに対する支援も遅れがちという面がありました。

また、少子高齢化、核家族化の進行などの社会環境の変化とともに、家庭におけるケアの負担を特定の方が過剰に背負っているという実態も見受けられます。

こうした現状を踏まえ、支援を必要とするケアラーに気付き、適切な支援につなげていくためには、県民や事業者、関係機関といった周囲の身近な関係者等が、ケアラー自身が抱えている負担や様々な悩み、求める支援などについて理解を深めるとともに、ケアラーが社会から孤立することなく安心して生活ができるよう、社会全体でケアラーを支える気運を醸成していく必要があります。

特にヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、家庭内でのケアが当たり前となる傾向があり、本人にその自覚がないこと、自らが相談しにくいことなどから潜在化しやすい状況にあることから、日頃から児童・生徒と接している教職員等が、ヤングケアラーの可能性のある児童・生徒に早期に気付き、声掛けを行うなどにより状況を把握して、必要な支援につなげていくことが重要です。

課題2 相談・支援体制の充実

ケアラー支援に当たっては、ケアラーの負担を軽減できるよう、介護保険制度等の公的サービスや既存施策の利用を促すなど、ケアを受ける方への支援と一体的に行うことが重要です。また、ケアラー実態調査によれば、ケアラーは「何でも相談できる窓口」や「いろいろな制度に詳しい職員」等を求めています。

一方で、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、とちぎ難病相談支援センター等の各種相談窓口においては、ケアを受ける方に関する相談が主なものとなることが多いことから、ケアラー自身が抱える悩みや課題を誰にも相談できず孤立してしまうおそれがあります。

そのため、介護保険制度等の公的サービスや既存施策の利用を促していくとともに、ケアを受ける方に関するだけでなく、ケアラーの意思や権利を尊重しながら、ケアラー自身の状況等に応じた相談がしやすい相談支援体制や、ケアラーが自分の話ができる場の充実が求められます。

特に、ヤングケアラーについては、不安や悩みに早期に気付くことができるよう、児童生徒にとって最も身近な機関である学校において、教職員が寄り添い、適切に対応し必要な支援に

¹ 県内の15歳以上人口のうち、「介護をしている」のは9万800人（推計）「令和4年就業構造基本調査結果」（総務省統計局）

つなげることができる体制を構築する必要があります。

加えて、ケアラーの置かれている状況は、年齢や性別、家庭環境、就業状況、ケアを受ける方の状態などにより多様であり、抱える課題も様々な分野が絡み合っ「複雑化」し、複数の分野にまたがるなど「複合化」しているケースもあり、従来の属性別の支援体制では、対応が困難な場合もあることから、こうしたケアラーからの多様な相談を包括的に受け止め、必要な支援につなげることができる人材の養成や相談支援体制の整備が求められます。

課題3 関係機関の連携

ケアラーが抱える課題は、個々人の置かれている状況によって様々であり、複雑化・複合化しているケースもあることから、ケアラーからの相談を受け付けた機関が、ケアラー自身の状況に応じて、他の適切な関係機関と連携して対応するなど、複数の関係機関や多職種による連携が重要となります。

このため、関係機関の連携に向けて、支援を必要とするケアラーに対して様々な分野の情報提供を行うとともに他の関係機関へ取り次ぐことができる人材の養成のほか、円滑な連携を図るため、日頃から顔の見える関係づくりやネットワークづくりを進めていくことが求められます。

さらに、ケアラーへの支援など、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町における包括的な支援体制の整備²が一層重要となっています。

課題4 関係機関におけるケアラー支援の視点の確保

ケアラーへの支援は、ケアラー自身の状況等に応じて、県、市町、県民、事業者、関係機関、支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら行っていく必要があります。

特に、介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある関係機関においては、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性があることを認識するとともに、ケアラーの意向を踏まえつつ、健康状態、生活環境等を確認の上、支援の必要性について把握し、支援を必要とするケアラーに対しては、情報の提供や適切な関係機関への取次ぎなども含めた必要な支援を行うことが求められます。

このため、こうした支援体制の充実に向けて、様々な場面でケアラー支援の視点を持ち、ケアラーの意思や権利を尊重しながら、相談、助言、日常生活の支援等を担うことができる人材の育成・確保に取り組むことが必要です。

² 包括的な支援体制の整備

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備
- ・住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり
- ・支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり
（*令和4年度重層的支援体制整備事業人材養成研修基礎編資料（厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室作成）より抜粋
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00001.html）

第5章 ケアラー支援における目指すべき姿と施策の方向

1 本県の目指すべき姿

全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活することができる地域社会の実現

2 ケアラー支援における基本的な考え方

ケアラーへの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく安心して生活することができるよう、ケアラーの意思や権利を尊重するとともに、ケアラーの置かれている状況等に応じて、県、市町、県民、事業者、関係機関、支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えていくとともに、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている方に対する支援と一体的に行っていく必要があります。

また、ヤングケアラーへの支援は、子どもの時期が各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培う時期であることに鑑み、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されるよう行われる必要があります。

3 ケアラー支援における施策の方向

ケアラー支援に当たっては、県や市町、身近な関係機関に加え、地域住民や事業者、支援団体など、公的サービスのほか、インフォーマルなサービスも含めて、様々な分野でケアラー支援の視点に立って取り組むことが重要です。

全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活することができるよう、ケアラーを社会全体で支えていくため、ケアラー支援における施策の基本的方向を次のとおりとします。

施策1 普及啓発等の促進

ケアラーとその支援の必要性について、県民、事業者、関係機関、支援団体等の理解と関心を深め、社会全体でケアラーを支える気運を醸成します。

また、支援を必要とするケアラーの早期発見・把握の促進を図ります。

施策2 相談・支援体制の充実

支援を必要とするケアラーの負担の軽減につながるよう、公的サービスや相談窓口の活用を促進するとともに、市町における重層的支援体制整備事業の実施を後押しするなど、市町、関係機関及び支援団体等の緊密な連携の下、ケアラーが相談しやすい環境の整備を促進します。

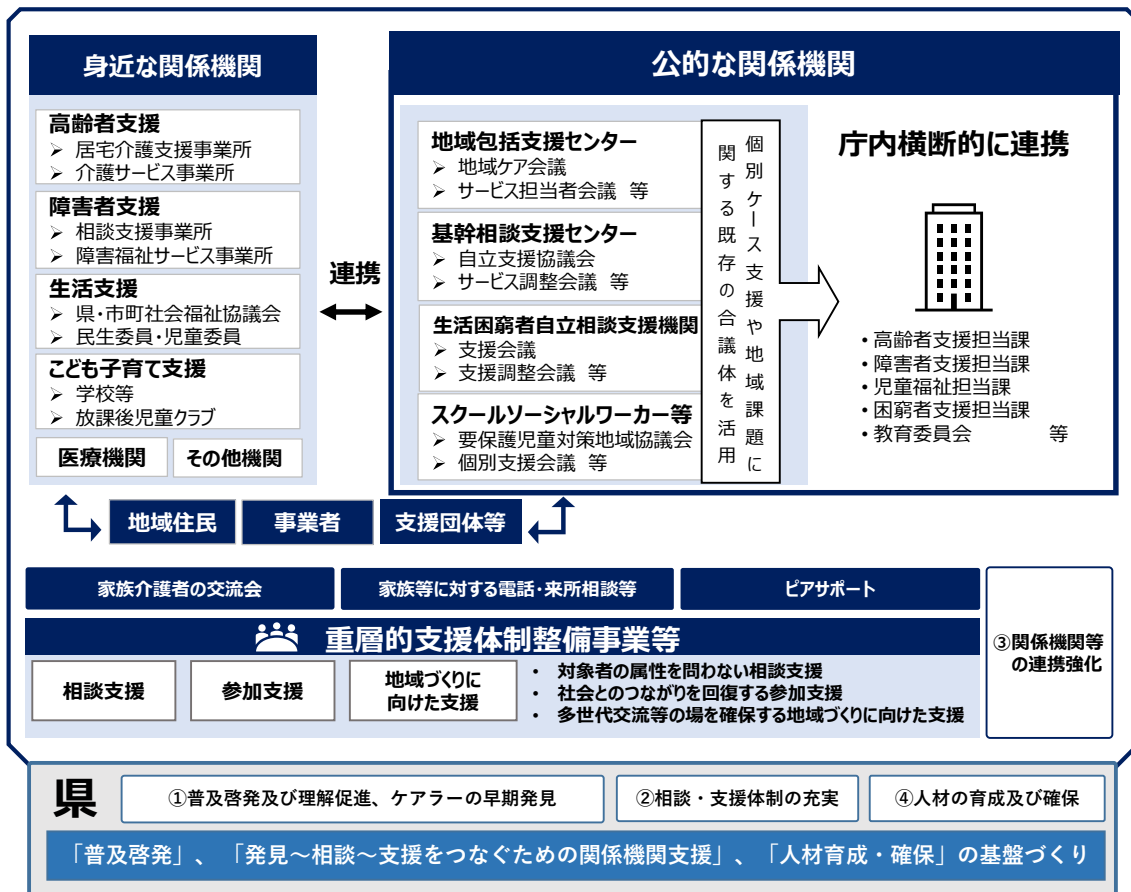
施策3 関係機関等の連携強化

複雑・複合的な課題を抱えるケアラーを、必要な支援に迅速かつ適切につなぐことができるよう、ケアラー支援に関わる多様な関係機関の連携の強化を促進します。

施策4 人材の育成及び確保

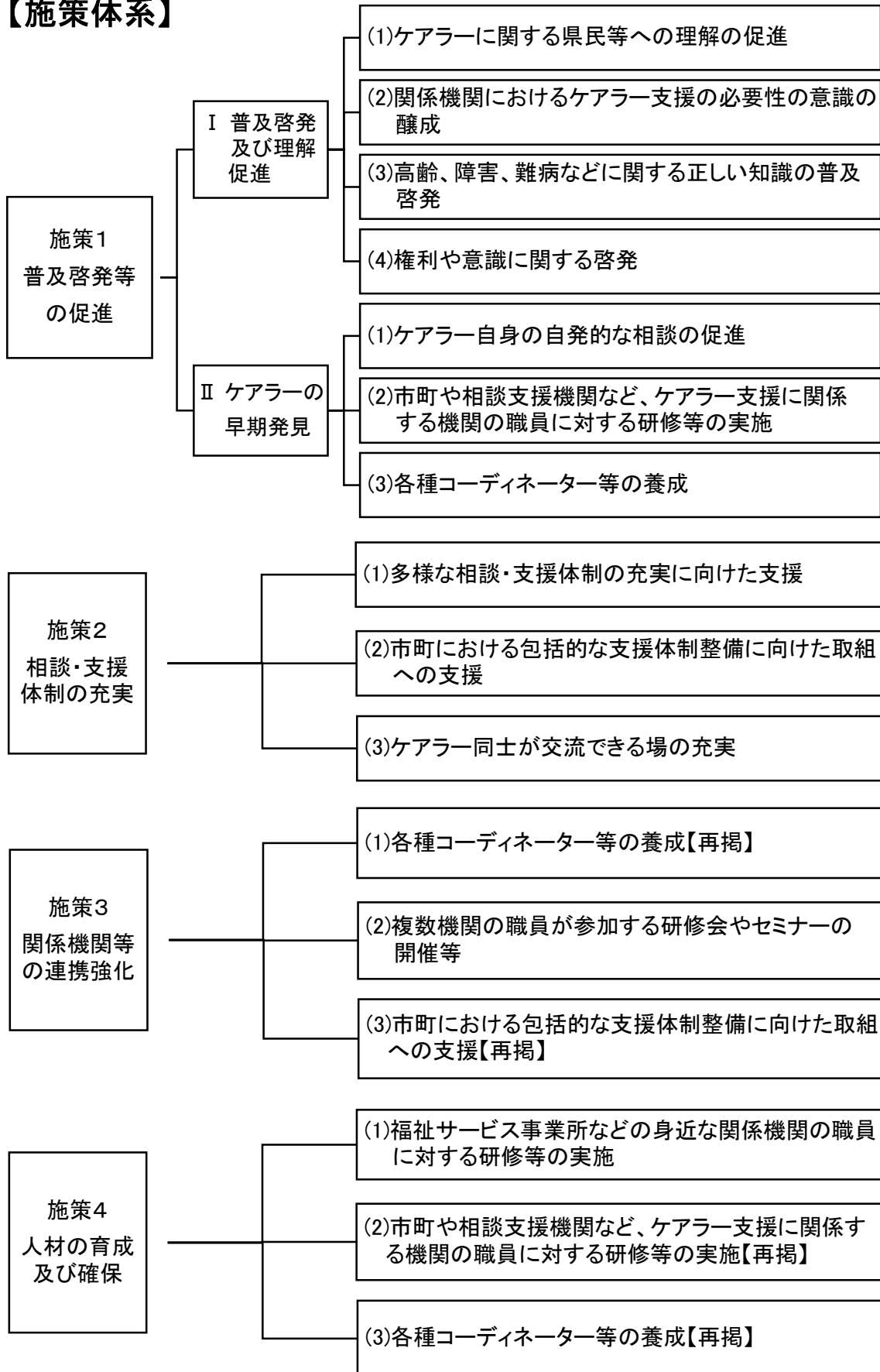
ケアラーの意思や権利を尊重し、ケアラー支援の視点に立って、相談、助言、日常生活の支援等を担うことができる人材の育成及び確保を促進します。

本県におけるケアラー支援の全体像



全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活することができる地域社会の実現

【施策体系】



第6章 ケアラー支援に向けた施策の展開

施策1 普及啓発等の促進

I 普及啓発及び理解促進

社会環境が変化する中、ケアラーが孤立することがないように、県民や事業者、関係機関といった周囲の身近な関係者等が、ケアラー自身が抱えている負担や様々な悩み、求める支援などについて理解を深めることが重要です。

ケアラーの置かれている状況、ケアラー支援の重要性等について、県民、事業者、関係機関、支援団体等の理解と関心を深め、地域社会全体でケアラーを支える気運が醸成されるよう、ケアラー支援の必要性について普及啓発に取り組みます。

(1) ケアラーに関する県民等への理解の促進

- ケアラー支援の必要性について、県ホームページや県の各種広報媒体等を活用して、県民に広く周知し、理解促進を図ります。
- ヤングケアラーについて、ポスター、パンフレット、動画等を活用した啓発やシンポジウムの開催等により、県民への理解促進を図ります。
- 高齢者の家族など、ケアラーに対する正しい理解を促進するため、新聞広告等による広報及び講座等を実施し、理解促進を図ります。
- 難病患者や家族への相談・援助、難病に関する知識の普及啓発などの患者会の活動を支援します。
- 障害及び障害者に対する知識の普及啓発を図るため、テレビやラジオ、SNS等を活用した啓発活動を推進するとともに、障害者の家族間の交流などを活発化するため、障害者団体が行う啓発活動を支援します。
- 仕事と介護の両立等に関する情報について、県のホームページやメールマガジン等を活用して県民や企業に広く周知するとともに、企業向けのセミナー等において、理解促進を図ります。

(2) 関係機関におけるケアラー支援の必要性の意識の醸成

- 高齢者の家族など、ケアラーに対する支援の必要性等について、事業者、関係機関、支援団体等に対して理解と関心を深めるため、新聞広告等による広報及び講座等を実施し、意識の醸成に取り組みます。
- 障害者の家族など、ケアラーに対する支援の必要性等について、事業者、関係機関、支援団体等に対して理解と関心を深めるため、医療的ケア児等の支援者への研修等を実施するなど普及啓発活動に取り組みます。
- 教職員向け資料の作成やスクールソーシャルワーカーによる研修の実施等を通じて、ヤングケアラーについての教職員の理解促進を図ります。

(3) 高齢、障害、難病などに関する正しい知識の普及啓発

- 高齢者に対する知識の普及啓発を図るため、テレビやラジオ等を活用した啓発活動を推進します。
- 高齢者に関する各種イベントの開催や関連団体が行う高齢者に関する啓発活動を支援し、高齢者に対する理解の促進に努めます。
- 障害及び障害者に対する知識の普及啓発を図るため、テレビやラジオ等を活用した啓発活動を推進するとともに、各種イベントの開催や障害者団体が行う啓発活動を支援し、障害及び障害者に対する理解の促進に努めます。
- 難病患者や家族への相談・援助、難病に関する知識の普及啓発などの患者会の活動を支援します。〈再掲〉

(4) 権利や意識に関する啓発

- 高齢者のケアラーに対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、市町職員等に対し、高齢者虐待の未然防止や権利擁護等に係る資質向上を図るための研修を実施します。

- 障害者及びその家族などからの障害者差別に関する相談に適切に応じられるよう、相談員を配置するとともに、障害者に対する事業者の合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえ、県民及び事業者に周知啓発を図ります。
- 障害者虐待の未然防止に努めるとともに、ケアラーなどの障害者の養護者等に対して相談等の支援に取り組めます。
- 県民一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう県民参加型のイベントを実施するとともに、固定的な性別役割分担意識を払拭するため、男性の家事や子育て、介護などへの参画を進めることを目的とした講座やイベントを開催します。
- 仕事と介護の両立等に関する情報について、県のホームページやメールマガジン等を活用して県民や企業に広く周知するとともに、企業向けのセミナー等において、理解促進を図ります。〈再掲〉
- 児童生徒向け資料の作成・配布を通し、子どもの権利の理解や意識の向上を図ります。

Ⅱ ケアラーの早期発見

支援を必要とするケアラーの負担軽減につながるよう、ケアラー自身の自発的な相談の促進、市町や相談支援機関等の関係機関の職員に対する研修等の実施、各種コーディネーター等の養成に取り組めます。

(1) ケアラー自身の自発的な相談の促進

- ケアラーが自身の悩み等を相談し、適切な支援を求めることができることについて、県ホームページや県の各種広報媒体等を活用して広く周知を図るなど、ケアラーを適切な相談等の支援につなげることに努めます。
- 高齢者の家族など、ケアラーに対して、対象者の意向を踏まえながら相談機関や高齢者福祉 サービス等に関する情報提供を行うとともに、人材の育成及び確保を図り相談がしやすい環境となるよう支援体制整備に向けた取組を支援していきます。

- 障害者の家族など、ケアラーに対して、対象者の意向を踏まえながら相談機関や障害福祉サービス等に関する情報提供を行うとともに、人材の育成及び確保を図り相談がしやすい環境となるよう支援体制整備に向けた取組を支援していきます。
- ヤングケアラーについて、学校において児童・生徒に分かりやすく説明するためのツールを整備し、児童・生徒の理解を促進します。

(2) 市町や相談支援機関など、ケアラー支援に関係する機関の職員に対する研修等の実施

- 地域住民等に対するセミナー等の開催や、市町や関係機関による実践事例の情報共有等を行う場の設置等を通じて、「地域共生社会」の実現に向けた気運の醸成を図るなど、市町における「包括的な支援体制」の整備を支援します。
- 民生委員・児童委員が活動に必要な知識や技術を習得し、多様な福祉課題に対応した活動の展開に向けて、ケアラー支援に資する様々な福祉制度や実践事例を学ぶための研修を実施するなど、「栃木県民生委員児童委員協議会」と連携しながら、民生委員・児童委員の資質向上を図ります。
- 高齢者の家族など、ケアラーに対して、高齢者本人が適切な福祉サービス等につながるよう、関連職員等を対象に研修を実施し、更なる資質向上等を図ります。
- 障害者及びその家族の相談に対応する基幹相談支援センターに配置できる人材の養成や職員のスキルアップを支援し、センター機能の強化を図ります。
- 障害者及びその家族などのケアラー等を社会全体で支えるための支援人材を養成します。
- ヤングケアラーについて、実際に支援を担う市町等関係機関を対象に研修を実施します。
- スクールソーシャルワーカーによる研修の実施等を通じて、ヤングケアラーについての教職員の理解促進を図ります。

(3) 各種コーディネーター等の養成

- 多くの関係機関が連携・協働する相談支援体制の充実に向けて、この中核を担う人材の養成や、市町による高齢者・障害者・児童・生活困窮・外国人等、各相談支援機関のネットワークづくりの取組を支援するため、相談窓口の職員に対する研修や、体制づくりに向けた専門職の派遣等を行います。
- 高齢者福祉において円滑に連携・協力ができる相談支援体制を構築するため配置している各種コーディネーターの相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 難病患者や小児慢性特定疾病児童等、がん患者のピアサポーターを養成します。
- 障害者及びその家族などのケアラー等を社会全体で支えるための支援人材を養成します。〈再掲〉
- 障害保健福祉圏域において円滑に連携・協力ができる相談支援体制を構築するため、障害者相談支援協働コーディネーターを配置し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 関係機関と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、市町におけるヤングケアラー・コーディネーターの配置を促進するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターの資質向上に向けた研修等を実施します。
- ヤングケアラーの実態や支援の方向性等についての研修会を実施するなど、県スクールソーシャルワーカーの資質と業務遂行に必要な見識の向上を図ります。
- 研修会を実施するなど、県スクールソーシャルワーカーとして活躍が期待される、福祉に関する知識や技術を備えた人材の育成を図ります。

施策2 相談・支援体制の充実

ケアラー支援に当たっては、ケアラーの負担軽減に向け、公的サービス等の既存制度の活用を促すとともに、ケアラーの意思や権利を尊重しながら、様々な場面において相談体制を充実していく必要があります。

支援を必要とするケアラーの負担軽減につながるよう、公的サービスや相談窓口の活用の促進を図るとともに、市町における重層的支援体制整備事業の実施を後押しするなど、市町、関係機関及び支援団体等の緊密な連携の下、ケアラーが相談しやすい環境の整備を促進します。

(1) 多様な相談・支援体制の充実に向けた支援

- 地域住民等に対するセミナー等の開催や、市町や関係機関による実践事例の情報共有等を行う場の設置等を通じて、「地域共生社会」の実現に向けた気運の醸成を図るなど、市町における「包括的な支援体制」の整備を支援します。〈再掲〉
- 多くの関係機関が連携・協働する相談支援体制の充実に向けて、この中核を担う人材の養成や、市町による高齢者・障害者・児童・生活困窮・外国人等、各相談支援機関のネットワークづくりの取組を支援するため、相談窓口の職員に対する研修や、体制づくりに向けた専門職の派遣等を行います。〈再掲〉
- ケアラーの意思や状況等に応じた相談がしやすい環境づくりに努めます。
- 高齢者の家族など、ケアラーに対して、包括的な相談支援体制の中核を担う地域包括支援センター等の関係機関の職員等に研修等を実施し、資質の向上を図ります。
- 今後増加が見込まれる在宅での支援が必要な要介護者に対応するため、訪問サービス、通所サービス及び短期入所サービス等の各種在宅サービスの充実に努めます。
- 難病患者や小児慢性特定疾病児童等をケアする家族に対するレスパイトケアに取り組みます。
- とちぎ難病相談支援センターにおいて、難病患者やその家族からの療養、生活等に関する相談に対応するとともに、専門医による医療相談を実施します。

- 患者家族の不安や悩みを解消し、地域で安心して療養できるよう、保健所等において関係機関と連携しながら相談支援等を実施します。
- 18 歳から 39 歳までの末期がん患者が、自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、介護等に係る費用の支援を行う市町への補助を行います。
- ハローワークと連携し、難病患者に対し、症状を踏まえた就労や雇用継続等の支援を実施します。
- 障害者やその家族に対して、関係機関が連携し、身近な地域で相談が受けられる支援体制の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターの設置促進、機能強化を図るため、情報提供や広域的な調整を行うとともに、基幹相談支援センターに配置できる人材の養成や職員のスキルアップを図ります。
- 障害者のニーズへの対応及び在宅で介護を行う家族等の負担軽減のため、短期入所サービスなどの障害福祉サービス事業所等の整備を支援します。
- 医療的ケア児や重症心身障害児の支援を担う家族の身体的・心理的負担軽減を図るため、地域での受入環境整備を支援します。
- 「児童相談所相談専門ダイヤル」や「親子のための相談 LINE」(SNS による相談対応)を活用し、ヤングケアラーや困難な家庭環境に置かれるこどもから直接相談を受け付ける体制を確保します。
- ヤングケアラー等課題を抱える家庭に対し、必要な家事・育児支援を行う訪問支援員を派遣する市町を支援し、負担軽減を図ります。
- ひとり親家庭等に対し、生活援助・子育て支援を行う支援員を派遣し、負担軽減を図ります。
- とちぎジョブモールにおいて、求職者等に対し、総合相談、キャリアカウンセリング、職業紹介から職場定着までをワンストップで総合的に支援します。

- ヤングケアラーをはじめとした子どもの権利(人権)に関する問題について、各種研修等を通して教職員の理解を深め、児童生徒が相談しやすい体制の構築を図ります。
- 臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校及び高等学校に配置するなど、いじめや不登校、ヤングケアラーなど家庭等における不安や悩みへの早期発見・早期対応や学校における教育相談体制の充実を図ります。
- 様々な課題を抱えた児童生徒の置かれた環境の改善を図るため、県スクールソーシャルワーカーを全中学校区(宇都宮市を除く。)及び県立学校に配置し、関係機関と連携しながら福祉的な支援が必要な家庭への支援体制の構築を図ります。
- 生徒が抱える悩み等の深刻化を防止するため、専門業者への委託により、SNS を活用した相談体制の構築を図ります。

(2) 市町における包括的な支援体制整備に向けた取組への支援

- 「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組む「重層的支援体制整備事業」を実施する市町に対し、介護、障害、子ども、困窮の各法に基づく事業に要する経費を一体的に交付し、市町における包括的な支援体制の整備に向けた取組を支援します。
- 地域住民等に対するセミナー等の開催や、市町や関係機関による実践事例の情報共有等を行う場の設置等を通じて、「地域共生社会」の実現に向けた気運の醸成を図るなど、市町における「包括的な支援体制」の整備を支援します。〈再掲〉
- 多くの関係機関が連携・協働する相談支援体制の充実に向けて、この中核を担う人材の養成や、市町による高齢者・障害者・児童・生活困窮・外国人等、各相談支援機関のネットワークづくりの取組を支援するため、相談窓口の職員に対する研修や、体制づくりに向けた専門職の派遣等を行います。〈再掲〉
- 高齢者の家族など、ケアラーに対して、包括的な相談支援体制の中核を担う地域包括支援センター等の関係機関の職員等に研修等を実施し、資質の向上を図ります。〈再掲〉

- 今後増加が見込まれる在宅での支援が必要な要介護者に対応するため、訪問サービス、通所サービス及び短期入所サービス等の各種在宅サービスの充実に努めます。〈再掲〉
- 障害者のニーズへの対応及び在宅で介護を行う家族等の負担軽減のため、短期入所サービスなどの障害福祉サービス事業所等の整備を支援します。〈再掲〉

(3) ケアラー同士が交流できる場の充実

- 高齢者の家族など、ケアラーが集まり、お互いの悩みや情報交換を行える場として市町が実施する家族介護者交流会や介護教室に対して各種支援を行います。
- 難病患者や小児慢性特定疾病児童等、がん患者のピアサポーターを養成します。
〈再掲〉
- 難病患者やその家族を対象とした講演会・交流会を開催します。
- 障害者やその家族等を対象とした交流会等を実施し、障害者とその家族が地域で安心して自分らしく生活を送れるよう支援します。
- 障害者の家族間の交流などを活発化するため、障害者団体の活動を支援します。
- ヤングケアラーに関するピアサポート団体の活動が充実するよう、ピアサポート活動に必要なノウハウの共有や団体間のネットワーク構築等に向けて、必要な支援を行います。

重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

また、それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が期待されています。

ケアラーは、介護、障害、疾病、育児、生活困窮等、複雑化・複合化した課題を抱えているケースも考えられるため、重層的支援体制整備事業を活用し、ケアラーを含む地域住民の多様な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するとともに、アウトリーチ等を通じた継続的な支援や、関係機関の役割分担を図りながら多機関が協働することにより、ケアラーを社会全体で支えることにつながります。

	事業名	内容
1	包括的相談支援事業 (社会福祉法第 106 条 の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ➤ 支援機関のネットワークで対応する ➤ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
2	参加支援事業 (社会福祉法第 106 条 の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会とのつながりを作るための支援を行う ➤ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ➤ 本人への定着支援と受入先の支援を行う
3	地域づくり事業 (社会福祉法第 106 条 の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ➤ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ➤ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
4	アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 (社会福祉法第 106 条 の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 支援が届いていない人に支援を届ける ➤ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ➤ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
5	多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条 の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ➤ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ➤ 支援関係機関の役割分担を図る

厚生労働省「地域共生社会ポータルサイト」より抜粋

施策3 関係機関等の連携強化

ケアラーが抱える様々な課題に対し、その状況に応じて適切に対応するためには、複数の関係機関や多職種による連携が重要となります。

複雑・複合的な課題を抱えるケアラーを、必要な支援に迅速かつ適切につなぐことができるよう、ケアラー支援に関わる多様な関係機関の連携の強化を図ります。

(1) 各種コーディネーター等の養成【再掲】

- 多くの関係機関が連携・協働する相談支援体制の充実に向けて、この中核を担う人材の養成や、市町による高齢者・障害者・児童・生活困窮・外国人等、各相談支援機関のネットワークづくりの取組を支援するため、相談窓口の職員に対する研修や、体制づくりに向けた専門職の派遣等を行います。〈再掲〉
- ケアラーの状況等に応じた相談がしやすい環境づくりに努めます。〈再掲〉
- 高齢者福祉において円滑に連携・協力ができる相談支援体制を構築するため配置している各種コーディネーターの相談支援体制の充実・強化を図ります。〈再掲〉
- 難病患者や小児慢性特定疾病児童等、がん患者のピアサポーターを養成します。〈再掲〉
- 障害者及びその家族などのケアラー等を社会全体で支えるための支援人材を養成します。〈再掲〉
- 障害保健福祉圏域において円滑に連携・協力ができる相談支援体制を構築するため、障害者相談支援協働コーディネーターを配置し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。〈再掲〉
- 関係機関と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職として、市町におけるヤングケアラー・コーディネーターの配置を促進するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターの資質向上に向けた研修等を実施します。〈再掲〉
- ヤングケアラーの実態や支援の方向性等についての研修会を実施するなど、県スクールソーシャルワーカーの資質と業務遂行に必要な見識の向上を図ります。〈再掲〉

- 研修会を実施するなど、スクールソーシャルワーカーとしての活躍が期待される、福祉に関する知識や技術を備えた人材の育成を図ります。〈再掲〉

(2) 複数機関の職員が参加する研修会やセミナーの開催等

- 地域住民等に対するセミナー等の開催や、市町や関係機関による実践事例の情報共有等を行う場の設置等を通じて、「地域共生社会」の実現に向けた気運の醸成を図るなど、市町における「包括的な支援体制」の整備を支援します。〈再掲〉
- 多くの関係機関が連携・協働する相談支援体制の充実に向けて、この中核を担う人材の養成や、市町による高齢者・障害者・児童・生活困窮・外国人等、各相談支援機関のネットワークづくりの取組を支援するため、相談窓口の職員に対する研修や、体制づくりに向けた専門職の派遣等を行います。〈再掲〉
- 研修による人材育成や家族支援等の普及啓発に取り組みます。
- 障害者及びその家族などのケアラー等を社会全体で支えるための支援人材を養成します。〈再掲〉

(3) 市町における包括的な支援体制整備に向けた取組への支援【再掲】

- 「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組む「重層的支援体制整備事業」を実施する市町に対し、介護、障害、子ども、困窮の各法に基づく事業に要する経費を一体的に交付し、市町における「包括的な支援体制」の整備に向けた取組を支援します。〈再掲〉
- 地域住民等に対するセミナー等の開催や、市町や関係機関による実践事例の情報共有等を行う場の設置等を通じて、「地域共生社会」の実現に向けた気運の醸成を図るなど、市町における「包括的な支援体制」の整備を支援します。〈再掲〉
- 多くの関係機関が連携・協働する相談支援体制の充実に向けて、この中核を担う人材の養成や、市町による高齢者・障害者・児童・生活困窮・外国人等、各相談支援機関のネットワークづくりの取組を支援するため、相談窓口の職員に対する研修や、体制づくりに向けた専門職の派遣等を行います。〈再掲〉

- 高齢者の家族など、ケアラーに対して、包括的な相談支援体制の中核を担う地域包括支援センター等の関係機関の職員等に研修等を実施し、資質の向上を図ります。
＜再掲＞
- 障害保健福祉圏域において円滑に連携・協力ができる相談支援体制を構築するため、障害者相談支援協働コーディネーターを配置し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。＜再掲＞

施策4 人材の育成及び確保

ケアラー支援に当たっては、ケアラーが過ごす普段の生活において、様々な場面で、ケアラーの意思や権利を尊重しながら進めていく必要があります。

関係機関等を対象とした研修や各種コーディネーターを養成するなど、ケアラー支援の視点も取り入れた相談、助言、日常生活の支援等を担う人材の育成・確保に取り組みます。

(1) 福祉サービス事業所などの身近な関係機関の職員に対する研修等の実施

- 福祉人材・研修センターと連携を図り、新たな福祉人材の育成や潜在福祉人材の就労を促進するとともに、人材確保のための相談や就職斡旋及び、福祉従事者の資質向上のための研修等を実施します。
- 高齢者の家族など、ケアラーに対して、支援を行う介護施設や病院等の関係機関の職員等を対象に研修を実施し、更なる資質向上を図ります。
- 障害者の家族など、ケアラーに対して、支援を行う事業所等の関係機関の職員等を対象に研修を実施し、更なる資質向上を図ります。

(2) 市町や相談支援機関など、ケアラー支援に関係する機関の職員に対する研修等の実施【再掲】

- 地域住民等に対するセミナー等の開催や、市町や関係機関による実践事例の情報共有等を行う場の設置等を通じて、「地域共生社会」の実現に向けた気運の醸成を図るなど、市町における「包括的な支援体制」の整備を支援します。〈再掲〉
- 民生委員・児童委員が活動に必要な知識や技術を習得し、多様な福祉課題に対応した活動の展開に向けて、様々な福祉制度や実践事例を学ぶための研修を実施するなど、「栃木県民生委員児童委員協議会」と連携しながら、民生委員・児童委員の資質向上を図ります。〈再掲〉
- 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員を育成・確保するための取組に努めます。
- 高齢者の家族など、ケアラーに対して、高齢者本人が適切な福祉サービス等につながるよう、関連職員等を対象に研修を実施し、更なる資質向上等を図ります。

- 障害者及びその家族の相談に対応する基幹相談支援センターに配置できる人材の養成や職員のスキルアップを支援し、センター機能の強化を図ります。〈再掲〉
- スクールソーシャルワーカーによる研修会を実施するなど、教職員のヤングケアラーへの理解促進を図ります。

(3) 各種コーディネーター等の養成【再掲】

- 多くの関係機関が連携・協働する相談支援体制の充実に向けて、この中核を担う人材の養成や、市町による高齢者・障害者・児童・生活困窮・外国人等、各相談支援機関のネットワークづくりの取組を支援するため、相談窓口の職員に対する研修や、体制づくりに向けた専門職の派遣等を行います。〈再掲〉
- 高齢者福祉において円滑に連携・協力ができる相談支援体制を構築するため配置している各種コーディネーターの相談支援体制の充実・強化を図ります。〈再掲〉
- 難病患者や小児慢性特定疾病児童等、がん患者のピアサポーターを養成します。〈再掲〉
- 障害者及びその家族などのケアラー等を社会全体で支えるための支援人材を養成します。〈再掲〉
- 障害保健福祉圏域において円滑に連携・協力ができる相談支援体制を構築するため、障害者相談支援協働コーディネーターを配置し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。〈再掲〉
- 関係機関と連携して相談・支援、適切な機関への繋ぎを行う専門職として、市町におけるヤングケアラー・コーディネーターの配置を促進するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターの資質向上に向けた研修等を実施します。〈再掲〉
- ヤングケアラーの実態や支援の方向性等についての研修会を実施するなど、県スクールソーシャルワーカーの資質と業務遂行に必要な見識の向上を図ります。〈再掲〉
- 研修会を実施するなど、スクールソーシャルワーカーとしての活躍が期待される、福祉に関する知識や技術を備えた人材の育成を図ります。〈再掲〉

第7章 評価指標

ケアラー支援の取組を着実に推進するにあたり、施策の実施状況を確認し、評価等を行うため、評価指標を設定します。

施策	年度	単位	現状値 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
1	ケアラーという言葉の認知度 (聞いたことがあり、内容も知っている)	%	44.9	50	60	70
1	ヤングケアラーに関する生徒 の認知度(聞いたことがあり、 内容も知っている)	%	29.0 (2022)	50	60	70
2	高齢者の家族介護者に対する 支援体制の構築に取り組む市町数	市町	13	17	21	25
2	基幹相談支援センター設置 市町数	市町	18	20	23	25
2 3	包括的な支援体制の構築に 取り組む市町数	市町	14	19	22	25
2	ピアサポーター養成数(累計)	人	71	76	86	91
2	ヤングケアラーに関して活動 するピアサポート団体数	団体	4	5	6	7
4	県による人材育成研修の 受講者数(累計)	人	171	706	926	1,156
4	ヤングケアラー・コーディネー ターの設置市町数	市町	4	6	8	10

第8章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

「栃木県ケアラー支援推進協議会」において、定期的な進捗管理や新たな課題に対する検討などを行います。

2 進捗管理

ケアラー支援に関する各種施策の進捗状況や実績等について、毎年度とりまとめの上、公表します。

資料編

1 栃木県ケアラー支援条例(令和5年栃木県条例第21号)

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーへの支援(以下「ケアラー支援」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 高齢、障害、疾病等の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち18歳未満の者をいう。
- (3) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (4) 支援団体 地域で活動する団体その他の団体であってケアラー支援を行うものをいう。
- (5) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく安心して生活することができるよう行われなければならない。

- 2 ケアラー支援は、ケアラーの意思を尊重するとともに、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければならない。
- 3 ケアラー支援は、県、市町村、県民、事業者、関係機関、支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えるよう行われなければならない。
- 4 ケアラー支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者に対する支援と一体的に行われなければならない。
- 5 ヤングケアラーへの支援は、子どもの時期が各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培う時期であることに鑑み、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、ケアラー支援に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、県民、事業者、関係機関、支援団体等と相互に連携を図るものとする。

3 県は、ケアラー支援に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、福祉、教育、医療、雇用その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮をするものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、ケアラー支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村と連携及び協力を図り、ケアラー支援に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、当該地域の実情に応じたケアラー支援に関する施策が円滑に実施されるよう、ケアラーの状況の把握、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが社会から孤立することのないよう十分配慮するとともに、ケアラー支援に関する県及び市町村の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する県及び市町村の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、当該事業所において雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該従業員の意向を踏まえつつ、勤務するに当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する県及び市町村の施策に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、生活環境等について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

(支援団体の役割)

第9条 支援団体は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的にケアラー支援を行うとともに、ケアラー支援に関する県及び市町村の施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第10条 知事は、ケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ケアラー支援の推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ケアラー支援に関する基本的方向
- (2) ケアラー支援に関する施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(普及啓発)

第11条 県は、ケアラーの置かれている状況、ケアラー支援の重要性等について県民、事業者、関係機関、支援団体等が理解と関心を深め、地域社会全体でケアラーを支える気運が醸成されるよう、ケアラー支援の必要性についての普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第12条 県は、ケアラー支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等のケアラー支援を担う人材を育成し、及び確保するための研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育に関する業務を行う関係機関への助言等)

第13条 県は、市町村と連携及び協力を図り、学校その他の教育に関する業務を行う関係機関(以下「学校等」という。)が、ヤングケアラー及び学校に在学するケアラー(以下「ヤングケアラー等」という。)の意向を踏まえつつ、ヤングケアラー等に対する教育の機会の確保の状況について確認し、支援の必要性を把握できるよう、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村と連携及び協力を図り、学校等が、支援を必要とするヤングケアラー等からの教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラー等に対する適切な支援機関への取次ぎその他の必要な支援が行えるよう、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(ケアラーの早期発見等)

第 14 条 県は、学校、職場、地域その他の様々な場において、支援を必要とするケアラーが早期に発見されるよう、市町村、関係機関及び支援団体とのケアラー支援に関する情報の共有を促進するとともに、市町村、関係機関及び支援団体との緊密な連携の下、ケアラーが相談しやすい環境の整備に努めるものとする。

2 県は、ヤングケアラーへの支援に関し、ヤングケアラーが意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に当該ヤングケアラーへの支援に反映される環境の整備に努めるものとする。

(事業者等が行う活動への支援)

第 15 条 県は、事業者、関係機関及び支援団体が行うケアラー支援に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 16 条 県は、ケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 県は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 栃木県ケアラー支援推進協議会

(1) 栃木県ケアラー支援推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 本県におけるケアラーへの支援(以下「ケアラー支援」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「栃木県ケアラー支援推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ケアラー支援に関する施策の推進に関する事項
- (2) 栃木県ケアラー支援条例第10条に規定するケアラー支援の推進に関する基本的な計画の策定及び進捗管理に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 当事者団体等の関係者
- (6) その他関係機関・団体の代表等

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、栃木県保健福祉部保健福祉課が処理し、同高齢対策課、健康増進課、障害福祉課及び子ども政策課は、これを補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年3月20日から施行する。

(2) 栃木県ケアラー支援推進協議会 委員 (任期: 令和5(2023)年4月10日~令和8(2025)年4月9日)

令和6(2024)年3月現在

No	氏名	団体名・役職名
1	青柳 勝男	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会 理事
2	石嶋 幸夫	栃木県高等学校長会 (栃木県立鹿沼南高等学校 校長)
3	石塚 洋史	一般社団法人栃木県経営者協会 専務理事
4	大石 剛史	国際医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉・マネジメント学科 准教授
5	大橋 進	とちぎ障がい者相談支援専門員協会 幹事
6	大森 利男	栃木県民生委員児童委員協議会 副会長
7	金田 道宙	栃木県町村会 (市貝町長寿福祉課長)
8	河内 哲也	栃木県中学校長会 (宇都宮市立晃陽中学校 校長)
9	絹木 憲司	社会福祉法人蓬愛会 (栃木介護福祉専門学校 校長)
10	児玉 幸弘	栃木県社会福祉士会 会員
11	齋藤 禎	栃木県社会福祉協議会 地域福祉部長
12	首長 正博	栃木県市長会 (栃木市保健福祉部長)
13	庄司 和弘	栃木県小学校長会 (宇都宮市立陽東小学校 校長)
14	鈴木 徹也	日本労働組合総連合会栃木県連合会 副事務局長
15	関谷 暢之	栃木県議会議員
16	五月女 祐子	公益社団法人栃木県看護協会 専務理事
17	仲田 海人	那須塩原市ヤングケアラー協議会 元ヤングケアラー
18	福田 雅章	栃木県児童養護施設等連絡協議会 会長 (社会福祉法人養徳園 総合施設長)
19	實島 範朗	栃木県私立中学高等学校連合会 理事 (國學院大學栃木中学・高等学校 校長)
20	依田 祐輔	栃木県医師会 常任理事

(敬称略)

3 栃木県ケアラー支援推進計画の策定経過

(令和4(2022)年7月5日～8月19日 ヤングケアラー実態調査実施))

令和5(2023)年5月22日 第1回栃木県ケアラー支援推進協議会
・「栃木県ケアラー支援基本計画
(仮称)」の策定について

6月9日～7月14日 ケアラー実態調査実施

9月7日 第2回栃木県ケアラー支援推進協議会
・「栃木県ケアラー支援推進計画
(仮称)」の骨子(案)について
・当事者団体からの意見聴取

11月27日 第3回栃木県ケアラー支援推進協議会
・「栃木県ケアラー支援推進計画」の
素案について

(以降、別途追記予定)